

海外の市民活動

No. 4

I 原子力

- (1) 原発は「全く引き合わない」
—クリティカル・マス75年の基調報告—……Ralph Nader
- (2) プライス・アンダーソン法 —無過失賠償の悪夢—
……Mike Gravel 上院議員
- (3) 「安い原子力」は幻想……David Burnham
- (4) 英国を日本の放射性廃棄物のゴミ溜にするな……Stanley Bonnett
- (5) 子々孫々におよぶ致命的遺産

II 立法

- (1) 消費者保護庁設置法案米議会を通過
イ. 下院運営委員会 30対10で承認
ロ. CFAニュースより
ハ. 208対199で下院通過
- (2) '74年環境汚染規制法 —その概要— ……イギリス産業総連盟

III ガンをめぐるニュース

- (1) アメリカの爆撃とベトナムのガン
 - (2) ガンと発ガン
 - (3) ガンの9割は環境から
 - (4) アスピリンと妊娠
 - (5) ガンによる死亡
 - (6) 郡別のガン発生率
 - (7) 女性ホルモン「エストロゲン」は子宮ガンを誘発?
 - (8) DES(卵胞ホルモン)の危険
 - (9) 制ガンワクチンの発売
 - (10) ビタミン剤の使用過多
-

海外市民活動情報センター

Information Center for Public Citizens

わたしたちが考えていること

よきにつけ悪しきにつけ、日本は国際社会の注目の的となっています。市民運動にとっても例外ではありません。とくに「公害国ニッポン」の市民運動によせられる世界の関心は大きいものです。また逆に、私たちも、程度の差こそあれ同じような困難のもとに市民の利益をまもるために日夜奮闘されている海外の市民運動に深い関心をよせています。しかしながら、この相互の思いを結ぶ紐帯は、いまのところ商業ベースの情報を除いては、ほとんどないというのが実情のようです。

私たちは、微力ではありますが、この結びつきを芽ぐませたいと「海外市民活動情報センター」を発足させました。そして商業ベースでは入手しえない優れた市民活動の情報をできるだけ数多く海外から収集し、これを必要とされる方々に役立てていただきたいと願っています。そして私たちもまた日本の市民活動の状況を海外の必要とされる友人、グループ、団体へ送り、真に市民サイドに立つ国際連帯の輪を拡げていきたいと念願しています。この願いが、この趣旨に賛同される方々のお力で息切れすることなく持続し、やがて木となり、花を咲かせ、鳥を宿らせることができれば、どんなに素晴らしいことでしょう。ぜひこの夢を実現させたいものです。

賛 同 者

アイウエオ順

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 青山 貞一 | 塚本 しょう子 (婦人展望) |
| 安藤 栄雄 (日本消費者連盟) | 寺田 かつ子 (都地消連) |
| 綾部 祐助 | 徳座 晃子 (東京経済大学) |
| 岩田 友和 (内外消費者情報研究グループ) | 戸田 義明 (公害問題研究会) |
| 飯島 愛子 (IPPF・クアラランプール) | |
| 伊藤 武雄 (中国研究所) | 仲井 富 (公害問題研究会) |
| 宇井 純 (自主講座) | 中谷 敏 |
| 大崎 正治 (国学院大学) | ナンシー・アンドリュース (大学院生) |
| 奥田 孝晴 (自主講座) | 野村 かつ子 (日本消費者連盟) |
| 奥沢 喜久栄 (公害問題研究) | ハドル・ノリ (公害問題研究) |
| 大竹 慶明 (大竹財団) | 平島 郁子 (主婦) |
| | 船瀬 俊介 |
| 勝部 三枝子 (生活問題研究) | 福井 京子 (学生) |
| 加納 きく (主婦) | 藤沢 郁子 (学生) |
| 紀平 悌子 (婦人有権者同盟会長) | 藤田 英彦 (牧師) |
| 國弘 正雄 (国際商科大学) | 松岡 信夫 (自主講座) |
| 久保田 裕子 | 松浦 直樹 (学生) |
| 児玉 勝子 (婦人展望) | 松村 昭雄 (IPPF, ロンドン) |
| 清水 経義 (日米学生会議) | 松井 やより (朝日新聞) |
| 鈴木 了一 (日本消費者連盟) | 山内 郁子 (婦人有権者同盟) |
| スパークス・ダグラス (パークレイ大学) | 横山 桂次 (中央大学) |
| 袖井 林二郎 (評論家) | ライシュ・マイケル (エール大学) |
| | リフソン・トーマス (ハーバード大学) |
| 竹内 直一 (日本消費者連盟) | レフラー・ロバート (ハーバード大学) |
| 土屋 喜三郎 (大竹財団) | 渡辺 文学 (公害問題研究) |

目 次

I 原子力

- (1) 原発は「全く引き合わない」—クリティカル・マス75年の基調報告—
Ralph Nader …… 1
- (2) プライス・アンダーソン法 — 無過失賠償の悪夢 —
Mike Gravel 上院議員 …… 19
- (3) 「安い原子力」は幻想
David Burnham …… 29
- (4) 英国を日本の放射性廃棄物のゴミ溜にするな
Stanley Bonnett …… 35
- (5) 子々孫々におよぶ致命的遺産 …… 37

II 立 法

- (1) 消費者保護庁設置法案米議会を通過 …… 39
イ. 下院運営委員会 30対10で承認 …… 39
ロ. CFA ニュースより …… 39
ハ. 208対199で下院通過 …… 42
- (2) '74年環境汚染規制法 — その概要 —
イギリス産業総連盟 …… 46

III ガンをめぐるニュース

- (1) アメリカの爆撃とベトナムのガン …… 63
- (2) ガンと発ガン …… 63
- (3) ガンの9割は環境から …… 65
- (4) アスピリンと妊娠 …… 66
- (5) ガンによる死亡 …… 66
- (6) 郡別のガン発生率 …… 67
- (7) 女性ホルモン「エストロゲン」は子宮ガンを誘発? …… 67
- (8) DES (卵胞ホルモン) の危険 …… 68
- (9) 制ガンワクチンの発売 …… 69
- (10) ビタミン剤の使用過多 …… 70

I 原 子 力

(1) 原発は「全く引き合わない」 ——「クリティカル・マス'75年」の基調報告——

Ralph Nader

解 説

一昨年(1974年)の11月中旬、ラルフ・ネーダーの提唱で、「クリティカル・マス'74」が首都ワシントンで開かれた。クリティカル・マスとは物理学でいう「臨界質量——それ以上になると核分裂反応をおこす最少質量」の意。これを「大衆批判」とかけて開かれたのが「クリティカル・マス'74」だった。1,000名以上の人々が参加した。この大会は、反原発に立ち上った人々に新たな希望をもたせ、安全なエネルギーのための努力を結集させる大きな役割を果たした。即ち、

▲カリフォルニアの市民は、原発の操業と廃棄体制が安全だということを州議会の三分の二が認める迄、新たな原発建設の許可を禁ずる投票発議権を勝ちとった。(1976年6月に投票)。

▲反原発に立ち上る西部ブロックが結成された。20州が含まれている。

▲バーモントでは、上下両院が承認を与える前に、公益委員会(Public Service Commission)が勝手に原発建設の許可を発行してはならないという法律を通過させた。

▲2,300名の科学者が原子力の安全性を憂慮して「宣言」を発表した。(「海外の市民活動」No.3参照)。

▲議会は、原子力に関する原子力合同委員会の監視にたいする不信を表明し、監督権を下院内務委員会(House Interior Committee)にうつした。

このような一年の経過をへて、「クリティカル・マス'75」が昨年11月16、17の両日、首都ワシントンで開かれた。科学者、弁護士、市民団体、経済学者、教育者、州議員、国会議員、農民、工場労働者など、各階層の人々が集った。会期の内容は次のような三本の柱で構成された。

問題提起：

原発論争とはいったい何なのか？

なぜ市民は核開発に反対するのか？

エネルギー源としての核分裂と核拡散

討 論：

原発に代るものはなにか？

米国の原子力取り引きと核兵器の拡散、市民活動の戦略

分 科 会：

連邦エネルギー立法と政治への市民参加、連邦・州取り締り機関の監視

安全なエネルギーをどう推進するか

エネルギー立法と州の立法

公益事業料金と原発

エネルギー・パークに関する市民活動

市民のひろば — 国会議員との対話：

スエーデンの科学者シルベルグ博士（「海外の市民活動」43参照）の顔もみえた。

以下に紹介するラルフ・ネーダーの「原子力 — 全く引き合わない」のスピーチは、この「クリティカル・マス'75」のオープン・セッションで述べられた挨拶である。

1973年の9月、オレゴン州での西部知事会議（Western Governor Conference）で、私は、アメリカにおける原子力発電は5年以内に中止になるだろうと予言した。業界はそういう指摘を「とんでもない」ものだと言った。単なるポーズあるいは、はったりだとして、それを片づけた。しかしながらその宣言は、人々が、原子力発電が危険かつ不経済なものであり、原子力発電が、たとえばルンタニア号（ドイツ潜水艦に撃沈されたイギリスの客船・訳注）、ヒンデンブルグ号（ツェツペリン飛行船で1937年アメリカの飛行場に着陸する際、水素ガスに引火して全焼した・訳注）、あるいはマジノ線（仏独国境のかつての要塞線・訳注）同様に不落でありえないと悟るまでにどれだけ時間がかかるかの、単純で、実際的な、見積りだったのである。これを踏まえれば、この滅亡的技術の廃絶を要求する市民の意見の合意が生まれ、そして次に市民運動が起こるのだ。2年後に、人々は反応した。が、ホワイト・ハウスのストレン

ジラプス博士 (Strangeloves もちろん実在しない・訳注) は、この貧血症の (金欠病ということらしい・訳注) ばけものに、新鮮な金をポンプで押し込む計画を、呪文をとこなえて取り出しつつある。

1973年の予言は、人々に言わせれば、原発業界の安全性の推定に関しては、「控え目」だった。その予言は、原子力発電に関して心配している市民や科学者たちが、社会全体とコミュニケーションを持つうえて、他の市民や科学者仲間の他のメンバーを動員するうえて、複雑で長期的問題に議会の注意を喚起するうえて、また、数百万ドルに及ぶ原発業界の宣伝を克服するうえて、典型的な困難に直面するだろうと、想定していた。しかしながら実際に起った事を見ると、われわれは、アメリカの商業的原発の生存能力を過大評価していた。1975年までに、カリフォルニア州は、安全なエネルギーのための州民投票 (referendum) を認める方向へ進んでいるようだし、企業仲間のあいだでローリング・ストーン誌と混同されるはずのないビジネス・ウィーク誌さえも、「原子力発電かすむ」 (" Nuclear Power Dims ") というカバー・ストーリー (写真を表紙にもってきた特集・訳注) を組んだ。1973年にわれわれに明確でなかったことは、わが国の原発計画の能力がみずからバラバラに崩壊していくだけでなく、原発に反対する国民感情が高まってゆくスピードであった。

エネルギー意識

ここ2年間を見ると、いくつもの重大な事実を指摘することができる。

第1に、国じゅうの市民や意思決定者たちは、いわゆる「エネルギー危機」や政府の一貫したエネルギー政策の欠如に刺激されて、このうるさい前宣伝の新しいエネルギー源について学ぼうという関心を次第に高めてきた。原子力エネルギーは、休眠状態から生きた社会問題へと、孤立した地方的な論争にまき込まれた争点から、根本的な全国的で重要性のある争点へと成長した。かって

限られた部数の業界回報 (newsletter) で扱われていた原子力関係のニュースは、全国的メディアのしばしば扱う話題となってきた。今度はそれが市民の関心と行動を非常に強めてきた。この反応の確かさが、反原発大衆運動の組織化を実際的で達成可能な目標にさせた。16の州の市民は、発案権を行使してエネルギー安全法 (safe energy laws) を求めて請願中である。中西部の二つの州の市民は、安全なエネルギーの提案を支持しなかった州の役人に対し、リコール・キャンペーンを組織中である。またバーモント州では、原子力発電所建設の許可を公共事業委員会 (Public Service Commission) が出すことができる前に、立法府の両院の承認を必要とする法律が通過した。コモン・コース (Common Cause)、キリスト教会協議会 (NCC)、「民主的行動のためのアメリカ人」 (ADA、民主党のリベラル派の団体・訳注)、そして全アメリカ女性連盟 (NOW) は、原子力発電の増設を制限せよとの決議文をみんな採択した。あらゆる州の個人が、請願に署名し、また、規制過程に介入して、原発の安全性をめぐる彼等の関心を表明した。

第2に、科学者仲間は、原発業界によって広められた自分勝手な主張を疑っている。そして何千もの科学者は、性急な原発建設計画の危険に関し、喜んで話す意思のあることを表明している。もっとも劇的なことは、たとえば、アメリカの一流の科学者や技術者によって署名された、原子力に関する1975年8月6日の宣言である。この広範な科学者の支持が、原発をストップさせるためのより大規模な市民運動を建設するうえで、強い支えをもたらした。

第3に、国の利益のだらしない保護者、議会は、独特の奇妙な方法で、原子力問題をめぐってあわてふためいたり、それに関して何もしようとしなない歴史的やる気の無さをなんとかしようと思ったりしはじめている。たとえば、原子力を調査している活動的な新しい委員会や小委員会、原子力でないエネルギーにたいする議会での人気、そして多くのメンバーのあいだにひろがっている

核拡散に関する警告、を考えてもみよ。もはや原子力業界は、議会が業界からの進め／進め／の号令を盲目的に遂行するだろうと仮定することはできなくなった。下院議員テット・ホルフィールドはいなくなり、上下両院合同原子力委員会（JCAE）は改組されたので、議会は「なぜ？」という疑問を発しはじめつつある。そのうえ、与えられる答えを好んでいない。

第4に、何百万ドルもの金とマディソン・アベニュー（Madison、ニューヨーク市にある米国広告業の中心地・訳注）のコピーライターたちが編み出す限りのあらゆる素晴らしいアイデアに支援されながらも、業界の広報活動は、原子力をめぐる不安を消し去ることににおいては、ひどく効果のないものだった。業界のPR大部隊は、アメリカ人に、それぞれの地方の公益事業体やゼネラル・エレクトリックやウェスティングハウスといった企業が、大規模原発産業には必ずつきものの莫大な量の致命的放射性物質を安全に取り扱うことができると確信させることに、失敗した。

東北部全体の電燈がちょうど10年前に消えたのだから、失敗のありうる公益事業体の職員や機械が同様のミスをけっして起こしえないと、誰が安心して仮定できようか。あきらかに、今度事故が起きたら消え去るのは電燈ではなくて、何千人もの市民であろうという恐れがある。どんな60秒のラジオのCMも、異様な事故の連続、信頼性の問題、そしてアメリカの原発での運転上の不手際に反論することはできない。事実は言葉よりも雄弁に語る。

また、この件に関する政府の信用が、業界の信用よりも、はるかにいいわけでもない。2～3カ月前、アメリカ原子力委員会（AEC）の内部文書の写しを、われわれは入手した。それは、アメリカ人大衆のAECに対する信用について、AEC自身の査定したものを詳しく述べたものであった。1974年の5月に、AECの計画分析局（Office of Program Analysis）の局長によって準備されたこの文書は、適切にも、「信用性」という題をつけられた。

A E Cや原子力の安全性に対する批判は「無知と誤解」にもとづいているとするA E Cの公式声明とは対照的に、A E Cの内部メモはこう述べている。

小人数ではあるが熱意もあり、誠実な個人のグループによってA E Cの規制計画に対して向けられた批判の多くは、かなり十分な、あるいは潜在的な妥当性を具えているので、適当な状況のもとでは、それは広範な賛同者を得るかもしれない。現在のところそういうことになっているとは私は信じないものの、それは、けっして忘れてはならない将来の見透しである。

であるから、A E Cは不安だった、というのは彼等の批判は正しいかもしれないし、また、彼等の批判は大衆 — すなわち、「広範な賛同者」 — を説得することができるかもしれないのだから。委員会は、こんなことは起こりそうもないと考えた。そしてそのことによって、ジャーナリズムと大衆を委員が過小評価していたことを露呈したのだった。というのは、エネルギー危機にこたえ、全国的報道機関は、彼等の見解をアメリカ人大衆の前に述べるために、原子力批判のための「適当な状況」をつくり出したからである。その結果は、A E Cがその18カ月前のメモのなかで恐れたまさにその、原子力に対するわき立つような反対だった。指摘されるべきことは、この結果が、原子力業界の行った民間世論調査によって確認されてきたことである。最近のハリス世論調査は細部において誤りがあるだけでなく、それは内在的な偏見を持っている。

「アメリカにもっと原子力発電所を建設することに、あなたは賛成か反対か？」という設問が、「エネルギー危機」の解決をめぐる一連の設問の一部としてたずねられていた。新規の原発への支持は、環境学者たちがそれに反対しているという但し書きつきでたずねられた場合、23%まで低下した。この世論調査はまた、人々が科学界を信用していること、しかし原子力関係については、連邦政府の役所、大統領、あるいは議会のことをほとんど信頼していないことを明らかにした。

原子力をめぐる発見

ここ2年間の原子力開発について論評する場合、原子力の経済的利点が予告されたものよりも低下していることを省くわけにはいかない。アメリカにおける原子力発電所の建設は、ちょっとどころではなく、ひどく間違っていることが判明した経済分析にもとづいて始められた。現在建設中の原子力発電所は、公益企業体が60年代の中頃に原子力に転換するとして、その時点で見積られたものより、少なくとも10倍のコストで発電するだろう。原子炉メーカーは、原子力発電所をこれらの公益事業体に、原子力発電のコストに関するまったくもって気まぐれな、しかもでたらめな空論にもとづいて売りつけた。AECは、原子力はメーターで計る必要がないほど安くなるだろうという、前のAEC委員長ストラウスの発言のかの有名な文句をもって、この神話づくりに貢献した。

原発建設のための派手なコスト超過は、原子力発電所がずっと引きつづき貧弱な運転しかしてこなかったことよって、ひき起こされてきた。

▲アラバマ州のブラウンス・フェリー原子力発電所は、1975年3月の火災以来閉鎖されたままで、1976年の1月まで再開の見込みはない。

▲ニューヨーク市郊外のインディアン・ポイント原子力発電所は、緊急炉心冷却装置を据え付けるために1974年の10月に閉鎖された。これは、2年半の間発電所を停止したままにしておくだろう処置である。

▲ネブラスカ州ブラウンヴィルのクーパー原子力発電所は、ハイレベル運転時の振動のせいで能力の6割運転に、制限された。(その公益事業体は、発電所機器のメーカーであるセネラル・エレクトリックとウェスティングハウスを、告訴中である。)

▲カリフォルニア州、サクラメント近くのランチョウ・セコは、7月に修理のために、閉鎖された。NRC(原子力規制委員会)のスポークスマンは、再開予定日を、11月5日から12月中旬へとずらせた。

▲コモンウェルス・エジソン社の故障続きのドレスデンの装置（イリノイ州モリス）は、また機能不良に見舞われた。パイプの亀裂が、ドレスデン1号炉を9月に閉鎖させた。予定始動日は12月8日だ。

▲ミシガン州では、コンシューマー・パワー・カンパニーのビッグ・ロック・ポイント発電所は、1月16日から6月7日まで停止し、その間、作業員が「事故後冷却装置の故障」を修理した。これに続き、同社のパリセイズ発電所で5カ月の運転停止があり、発電機をテストし、設備の破損を修理するために1974年11月から1975年4月まで閉鎖された。

▲1974年から75年にかけての冬に、ある軽水炉原発のパイプ・システムに亀裂が発見された後に、22の同様なアメリカの発電所は検査されねばならなかったし、その一部は修理のために閉鎖された。

酸化ウラニウム（イエローケーキ）のどんどん上がる値段は、原発の経済性にさらに疑問をつけ足す。イエローケーキの価格は、ポンドあたり8ドルないし10ドルから26ドルないし30ドルというふうに、ここ2年間に天を衝くほど上昇した。ウエスティングハウス社は公益企業体に低兼なウラニウムを供給する能力に賭けて失敗したため、現在財政危機の瀬戸際に立たされているのだが、この価格上昇はウエスティングハウス社をして、20の公益事業体にウラニウムを供給する10億ドルの契約をキャンセルさせた。燃料サイクルの起点における高価格をいっそう複雑にしているのは、まさに業界や政府の研究であって、それは次のように指摘してきている。すなわち燃料の再処理は、せいぜいよくても収支トントンであり、事実、業界にとって負担となるかもしれないリスクの高い冒険的事業であるという内容である。

原子力産業のメーカー側は、同様な問題に直面している。洋上（floating）原発を建設しようというウエスティングハウス社とテネコ（Tenneco）社との共同事業は、つぶれた。高温ガス冷却原子炉を建設しようというシェル＝ガルフ社共同の事業は、奇妙な代物の経済性の悪さのゆえに、同様につまづいた。

今までのところ今年たった1基の新しい原子炉しか売れていないゼネラル・エレクトリック社は、差し迫った災いの徴候を理解した。原子力ブームへの期待を放棄した。原発設計開発業務を事実上中止した。沸騰水型原子炉(BWR)の設計を凍結した。そして、不確かな原子力産業に会社の未来をかけてはいない。

エネルギー研究開発局(ERDA)への長期借入れ申し込みのなかで、アライド・ゼネラル・ニュークリア・サービス(Allied General Nuclear Services)が述べたように、「今日の不確かな規制状況では、私企業は、ERDAの援助なしでは、持続的な原子炉の運転を可能にする、金のかかる複雑な燃料循環施設を提供することはできない。」業界そのもののメンバーの1人によるこの言明は、原発業界が深刻な経済的トラブルにひき込まれていることを大胆に示している。かつて石炭よりも秀れているだろうと期待されていたどんな利点も、原子力は失なった。原発施設の資本コストは余りにも不経済でばらばらなので、公益事業体はフォード大統領によって構想された大規模な原子力発電所建設計画が必要とする巨大な資本を、要するに満たすことができないことが証明された。米国政府または人民からの巨額の援助(bailout = パラシュートで危急を脱する行為)なしでは、原子力事業に参加している大企業でさえ、資本主義の究極のワク、つまり事業を起こしえないのなら忘れろ、という資本主義最後の強制を打ち破ることはできない。そして、原子力発電所メーカー自身が自己の製品に自信を失っているのが、人々もまた信用をしなくなりつつあるのは、すこしも驚くにあたらない。

要するに、我が国の原子力計画に関係のあるここ2年間の主要な物事の進展を調べてみるならば、「原子力モラトリアムまで5年」という1973年の予告は改訂されねばならない。ここ2年だけでも、事実、アメリカにおける原子力の拡張に関する事実上のモラトリアムが達成されているのだ。この時期の間に、電力会社は、アメリカで前もって言明されていた原子力発電所建設計画の3分の2以上を、放棄するか、あるいは延期した。原発の新規注文もまた消滅

した。統計の明らかにするところによると、原子力は、エネルギー技術のエドセルだ。原子力はこれ以上は売れない。(訳注：自動車王ヘンリー・フォードI世の息子の名にちなんだ新車“Edsel”を1957年に発売を開始したが、約11万台を製産した後、2～3年で販売を中止した。この故事からEdselとは“大失敗”また“無用の長物”の意)。公益事業体は、以前に計画された原発建設の多くが、不経済な過度の拡張を意味することに、今、気づき始めている。1973年10月以降の物価上昇に続く電力需要増加の鈍化は、電力「需要」の予測に対する彼等の信仰を揺さぶった。公益事業体もまた、われわれの巨大な国内の石炭埋蔵量の認識と、原発が石炭発電所にくらべてしっかりした経済的利点がないことの認識のもとに、原発のかわりに石炭発電所を代用し始めている。

原子力災害、原子力委員会

原子力発電計画のメッキが剥がれてきたことは、連邦政府をさえ震撼させた。ここ2年間の不慮の災難のなかでも少なからずの部分は、AECそのものだった。原子力発電を推進する努力の一部として、この委員会がいかに、原子炉の安全性の問題に関する情報を、くり返し隠したかの大々的スキャンダルを以下にのべよう。我が国の原子力計画の立役者であり推進者である委員会は1975年1月19日付で議会によって廃止された。AECの終息は、我が国の原子力計画を困難に陥し入れただけでなく、大いにリーダー不足にした。AECの終息は、原子力発電の推進にかけて誰にも劣らない政府に、いろんなディレンマの遺産を残した。たとえば、「旧」AECからどうやって優雅に離れてゆくかを決めねばならない。AECの無能力と詐欺は、非常に十分に立証されてきた — これは主に、情報の自由に関する法(Freedom of Information Act)を用いた市民の調査の結果である。 — そのため、原発推進派が、原子力安全保証の信頼性に関してAECがとった行動のハネ返りを取りあつかうのは、困難になってきた。たとえば、エドワード・テラー博士は原子力推進派だが、最近、AECが、ある提案された安全性調査を実行できなかったことを、次のよ

うにいて説明している。即ち、1964年から1974年までのAECの安全性調査計画において最終的な決定を行なった男、ミルトン・ショウは、このタイプの調査には興味のなかった「偏執狂」だったのである、と。

業界の内ゲバ

これらの原子力計画の客観的な失敗のみならず、業界も、一種の3組同時競演のサーカスの形で、分裂しつつある。16の原子力の公益事業体は、ウェスティングハウス社がウラニウム契約の不履行を意図していたという声明を出したので目下告訴中である。というのは、同社は所有もしていない、また買金もないウラニウムを、実際には、売りつけてきたのだから、(納品義務の不履行に対し・訳注)。「ウェスティングハウスなら大丈夫さ、」と彼等は口ぐせのように言っていたものだ。もはや大丈夫ではない。なかでも最も大きな原子力のきずもの(lemon)のひとつ、パリセイズ原子力発電所の困惑している所有者 — コンシューマー・パワー・カンパニー — は、この恒常的に具合のわるい原発の設計と建設における手抜きに対し、3億ドルを請求して、ベックテル・アンド・コンバッション・エンジニアリング(Bechtel and Combustion Engineering)を告訴中である。ネブラスカ・ハブリック・パワー・ディストリクトは、クーバー原子力発電所の致命的欠陥に関し、いくつかの原子力産業メンバーを相手どって、同様の趣旨の5,000万ドルの訴訟をやっている。原発所有者による原子力メーカーや施工主に対する矢つきばやの訴訟は、沈没しかかった船での救命ボートに乗れるのは誰かという見苦しい大騒ぎを思い起こさせる。原子力計画は、大きな爆発あるいは泣き声によってではなく(なぜならば、ご存知のように、原発は原爆のように爆発することはできない・原注)数十億ドルの損害を他社へ転嫁しようといくつかの会社がねらっている血を血で洗う争いのゆえに、終息しようとしている。

次の段階

アメリカにおける原子力計画の事実上のモラトリアムは、原子力エネルギーに関する市民の努力の中止の合図ではない。むしろ、原発反対の第2段階に、関心を集中することにある。もはや、原子力計画は、中止されるべきものではなくて、納税者の負担のもとに、この法外に危険で、不経済で、そして信頼のおけない計画をむしかえそうとするあらゆる試みを阻止しなければならない。市民運動の中心となる主張は、もはや、新規の原発建設の減速である必要はない。市民パワーは、適切なる安全性の要件をみたしていない現存の発電所の運転にくつわをはめるべく、今や、力が注がれねばならない。もはや、全力を、原子力拡張をめぐる国内闘争に注ぎこむ必要はない。核拡散へと必然的になってゆく条件のもとで、アメリカから他国へ原発輸出をすることを中止させるべく、われわれの時間とエネルギーが注がれねばならない。なによりも、先づ、我が国は、原子力ブームの破産したいま、エネルギーを保存し、原子力以外のエネルギー生産の手段を開発する政策を採用しなければならない。

市民運動の第一の課題は、今や、フォード政権の原子力援助 (bail out) 計画中止に向って力を注ぐことでなければならぬ。ゼネラル・エレクトリック、エクソン、アトランティック・リッチフィールド、アライド・ゼネラルその他などの、アメリカの巨大な、利益を上げているエネルギー企業の一部との今秋の秘密会合で、フォード政権は、原子力燃料循環に対する大規模な援助計画を、討論した。この提案の一部は次のとおり。

▲アライド・ゼネラル (アライド・ケミカル・アンド・ゼネラル・アトミック・原注) ニュークリア・サービスの求めに応じて、ERDAは、今、サウス・カロライナ州バーンウェルでの核燃料再処理および加工工場の建設と運転にスピードをかけるために、大々的に連邦政府が援助しようという提案の作成に追われている。これはまだ未発表の提案なのだが。この連邦政府の金と援助の

注入には、必ずや、連邦政府の規制条件を逃れるために、バーンウェルでのコマーシャルの冒険の看板をぬりかえ、「実験的」発電所だと偽るであろうことは火をみるより明かなことだ。

▲電力施設建設誘致のための F E A の提案は、投資税貸し越しを増大させ、石油以外の燃料の発電所の減価償却をより自由にすることを可能にし、資本のかかる原子力に特別なしり押しをする処置を可能にするだろう。

▲ E R D A のウラニウム濃縮の提案は、民間投資のために最高 80 億ドルの連邦政府の保証を濃縮施設に提供し、こうして、原子力産業全体に援助を与えることになる。それはまた、30 年にもわたって、連邦政府によって開発され規制されてきた技術からなっている民間産業への景品 (giveaway) のひとつの代表である。

▲ロックフェラーの息のかかった 1,000 億ドルのエネルギー自立庁 (Energy Independence Authority) は、エネルギー施設の建設推進のために、ローン及びローンの保証、公平な投資、価格保証を行なう権限を与えられるだろう。原子力は最も厳しい資本上の窮地を体験しつつあるのだから、E I A は結局、(おそらく、そういうつもりだったのだろうが) 原子力を特別に援助することになる。

▲ F E A は、連邦政府がウェスティングハウス社から 17 億ドルで 4 つの洋上原発を購入するという同社の提案を、ひきつづき考慮中である。

前述の新しい動きは、原子力産業界にたいする連邦の支持および援助のよりいっそう確立された形態、つまり重大事故の場合に、原発を運転している公益事業体の責任を制限するブライス・アンダーソン法、ウランの踏査、採掘、精

鍊を E R D A が援助する手段として用いるであろう国立ウラン資源評価局 (National Uranium Resource Evaluation, N U R E)、そして、強度の放射性廃棄物の連邦政府の保管所をどこにするか E R D A が現在すすめてはいるが不確かである調査、といったようなものとの関連で考えられねばならない。

この原子力発電業界に対するえこひいきは、金のかからないものではない。彼等の手にするものを、他の者は手にすることができない。市場の競争原理は、その社会の必要を満すために、社会の限られた資本資源を配分するに際して、決定的に重要な役割を果たすことができる。資本は次のような場合に必要とされる。即ち新しいマイ・ホームや学校や交通機関を建設するために、新しい工場を建てたり新しい鉱山を開くために、新しい庁舎や自治やレクリエーションの施設を提供するために、新しい産業設備や機械を購入するために、資本は必要とされる。アメリカ経済の成長と安定、就労人口を拡大し我々の生活水準を向上させる能力、これらは全て、限られた資本の適切な配分にかかっている。

しかしながら、政府の援助提案は、さまざまな形と装いのもとで、我が国の資本市場を混乱させ、消費者や自治体やそして他の産業の資本投下プロジェクトから、数千億ドルもの金を原子力産業のために横取りすることだろう。われわれは、資本をそんなに持っているわけではないので、原子力産業へ流れてしまうものは、経済の他の分野へは行き渡らないことになってくる。*

* (原文の脚注) この大々的な資本支出の明白な影響のひとつは、失業である。プロジェクト・インディペンダンス・レポート (Project Independence Report) は、原子力経済は、400万労働人口年 (訳注: 400万人の人が1年働く労働) を必要とするが、いっぽう、太陽エネルギーは、およそ800万労働人口年の労働需要を生み出すだろうことを示した。われわれの経

済は、両方のエネルギー資源の開発を支えることはできないので、原子力への実質的な投資は、長期的には、就職口を全体にわたって少なくするだろう。(注終り)

フォード政権のような自由放任主義の使徒がなぜこのような市場における妨害を支持するのか、理解に苦しむ。大統領は、失業者に対する追加援助を提供しようとする努力に対しては拒否権を発動する。ニューヨーク市への援助だけでなく、ささやかではあるが必要な消費者保護法案には拒否権を発動するぞと脅してくる。そのうえ、フォード氏とロックフェラー氏は、エクソンとガルフとウェスティングハウスとゼネラル・エレクトリックとコン・エドに、納税者の金を欲しいだけ、喜んで持ってゆかせようとしている。フォード大統領は、このがつついた業界と手を携えるためなら、資本主義のあらゆる規則を、よろこんで廃止する気である。彼等が言うには、「貧乏人には自由な企業活動、金持ちには社会主義を」——しかし、ただし特殊な社会主義を。政府は、実行可能な産業計画を社会化しようとして提案しているのではない。失敗した技術の損失とリスクの負担をわれわれが社会化することを、彼等は提案しているのだ。このように、政府は政府の公的信頼性を悪用して、原発産業に償いを与えようとしている。つまり原発業界が、アメリカの人々に原発の安全性と経済性についてウソをついたこと、現在の発電所のはなばなしいコスト超過および惨々の成績、そして、原子兵器の材料を開発途上国へ与えることによって自由世界の安全性をそこなうことに対し、償いを与えようとしているのだ。フォード政権が保守的な干渉主義者寄り信条を放棄し、原発業界へ盲目的に献身している事実をみれば、われわれはやがてフォード政権がニューヨークに援助ではなく、対エジプトと同様原子炉を送るのを目のあたりにするかもしれない(74年6月、米・エジプトは原子力発電所、核燃料供与協定に調印・訳注)。

市民の戦術

納税者の補助金を原子力産業へつぎこむことに反対する市民運動は、今後ますます大きな焦点になるに違いない。

第1に、我々は、現存の発電所の運転許可の取り消し、あるいは修正を避けられないものにするような行動をとらねばならない。AECの内部メモが実証しているように、我が国の原発の多くは、基本的なAECの安全規制の明白な違反のなかで、運転することが許されてきた。われわれの弁護士は、NRCに、違反を止めさせるか、さもなければ許可を取り上げるようにさせる行動を起こさねばならない。

第2に、州の公益事業体の規制委員に対し、原子力産業の経済上の失敗や判断の誤りが消費者の負担にすりかえられないように、運転中の発電所の状態の再調査をするように、求めねばならない。原子力発電所が単一コスト分析にもとづいて認められていても、申告したコストの2倍、3倍あるいはそれ以上の線に達したら、公益事業体は、超過コストを消費者に転嫁することを、許されるべきでない。公益事業体によって主張された運転能力のほんの一部しか運転中の原発が達成しなかったら、その公益事業体は、発電所の信頼性を誇張したのだから、料金値上げを許されるべきでない。要するに、原発の経済性を不正確に分析したのだから、自己の誤りは自分で負担し、消費者をその保証人にしないようにすべきだ。市民は、国じゅうの州の電力料金決定機関のまえで、電力料金の引き下げと、原子力発電のコストの適切な配分を反映した料金体系を強制するような行動を、とらねばならない。

国内的には、直接民主主義の手法、発案権請願手続きの応用は、全面的に利用されねばならない。そういった市民活動は、原子力計画をむしかえそうとするどんな試みも、人々の健康と安全に関する厳格な指針を尊重しなければなら

なくなるという認識を、原子力業界にもたせることになる。業界は、原発稼働の続行を望むなら、人的あるいは物的あらゆる損害を負担しなければならなくなるだろうし、原子力の安全性および廃棄物処理の問題は解決されたという適切な証明を提出しなければならないだろう。発案権はまた、適当な時期に安全性の件に決着がつけられていなかった場合、現在の原子力発電所を段階的に廃止する順序正しい計画を、提供する。このようにして、業界は、方向だけでなく期限をも与えられる。

✓ 市民参加が期待できる、その他のいくつもの領域がある。 国際的戦線における市民の努力は、国内計画が市民の力で抑制され、その状態が続くようになるにつれ、大々的に拡張することができる。開発途上国への原子炉および核燃料のアメリカの輸出のモラトリアムが、追求されねばならない。より効果的な国際的コミュニケーションが確立されねばならない。そうすれば外国の市民や科学者はアメリカの原子力論議から派生した深まった情報の恩恵に浴するようになるだろう。

原子力発電に不安のある市民や科学者のための行動日程をざっと述べると、われわれの運動の極みとなるべきことに言及することは、絶対必要である。すなわち、燃料節約に関する新しい倫理にもとづいた国家の新しいエネルギー政策の展開、われわれの巨大な化石燃料の資源を利用する際に守らねばならないやり方の新しい正しい理解、そして、風・太陽・潮の干満、また地球の地殻内の熱のエネルギーを利用できる穏健な技術への新しい強調である。燃料保存の方法と代用のエネルギー資源の技術的および経済的な実行可能性とに関する広範な技術的調査が、ひき続き、仕事に含められなければならない。これは出来っこないと言う、あの例の原子力科学者たちの言うことを聞かねばならない理由はない。彼等の製品の安全性と経済性に関し、彼等が我々に折り紙をつけたとき、専門家とはますます何にも知らない人間であるという格言を彼等

は証明したのだ。時代遅れの技術の人質となるよりはむしろ、未来のエネルギーのための大胆さを、われわれは必要としている。原子力エネルギーは崩壊しつつあり、われわれの全努力は、今や、この国の原子力のない未来を設計し、擁護することに注がれねばならない。

原題：NUCLEAR POWER: IT JUST DOESN'T PAY

Remarks by Ralph Nader at the Opening Session of CRITICAL
MASS '75

(2) プライス・アンダーソン法 —— 無過失賠償の悪夢

Mike Gravel 上院議員

現在、議会は20年も前の法律—— プライス・アンダーソン法という原子力保険法をどうしたものか決断しなければならない立場にある。ライス・アンダーソン法は、議会によって延長されなければ、効力を失うことになる。

さらに、議会と原子力業界は、原子力に保険をかけようとして、根本的かつ解決不能な矛盾に直面している。なぜなら、原子力で発電する際われわれが負担するようリスクは、全く保険などかけられないものなのだ。

なぜ原子力が保険をかけえないのかという理由は沢山ある。

もっとも明白な理由は、起りうる事故の規模である。原発事故でおこりうる損害について、政府自身が行った何通りかの推計は、こうなっている。すなわち、60億ドル、70億ドル、170億ドル、あるいは2,800億ドルも。同時に3,400から43,000の即死者。そしてカリフォルニアあるいはペンシルベニアぐらいの地域の汚染。

原子力に保険をかけるのを不可能にしている別の要素は、いったん発生してしまったら広範囲かつ長期に及んでしまう被害の性格である。

もし大量の放射性物質が環境中に放出されたならば、それによって起るガンや異常出産がどれほどになるか、判断する手だてはない。健康に及ぼす害は測り知れない—— したがってその償いは不可能であろう。

広島の場合でもわかるように、ガンは被曝後20年とかそれ以上してから発現するかもしれない—— ところが、ライス・アンダーソン法は10年という制限を規定している。それに、損害が及ぶであろう範囲も、誰も判断できない。放射性発ガン物質は、生物圏全体にばら散かれるだろうし、動植物によって濃縮される。それは人間には全く制御できない。

だから、決断にあたって議会在直面しているのは、「どうやったら原子力に保険をかけられるか？」ではない。この問題に通じている人々は、すでに、原子力は保険をかけえないものであることを知っている。もし、かけられるものだったら、原子力は普通の民法の適用を受ければよいのだし、ブライス・アンダーソン法は全く必要ないだろう。

議会在今、決断しようとしていること、そして今までブライス・アンダーソン法を検討した度に決定したことは、大まかに言って、「誰がありがたくない責任を負わされるか？」である。

ニューヨーク市から24マイルの、インディアン・ポイント原子炉がもし溶融をひき起し、内容物が漏れたとしたら、誰が責任を負わされるのか？もし、サン・ウォーキン計画（サン・ウォーキン川はシェラネバダ山脈に発しサンフランシスコ湾に注ぐ川・訳注）が我が国最大の食糧生産地を汚染したら、誰がその責任を負わされるのか？

1950年代中頃のことだが、保険の問題が最初に議会によって取り組まれた時、原子力業界は、きっぱりと、誰がその責任を負わされる気がないかを示したものだ。普通の責任が負わされるのであれば、原子力という賭けを決して引き受けないと彼等は言ったものだ。いっぽう、国民のほうは慎重ではなかった。そして現在、原子力のリスクの重荷を実際に引き受けているのは一般人である。しかしながらそのことに気付いている市民は全くいない。

議会的判断はこうだ。最悪の原発事故の場合、公平な補償を受けるという憲法に保障された市民の権利は、保留されるべきだと。ブライス・アンダーソン法の合憲性を問う忌避申立てが、ついでに言えば、ノース・キャロライナで進行中である。

いい加減な額 — 5億6,000万ドル（約1,700億円・訳注）、起りうる損害のほんの一部 — は、一定の割合計算で配分されるだろう。このやり方で、1ドルに対しほんの数ペニーしか被害者が受け取ることができなかったとしても、更に原子力業界から取り返すことはブライス・アンダーソン法によって禁

じられている。

そのうえ、5億6,000万ドルは、大部分納税者によって支払われるのであって、原子力業界やその保険会社ではない。現在のところ、1億2,500万ドルが保険会社によって保障されており、4億3,500万ドルは連邦政府によってである。この連邦政府の損害保障は、民間保険よりもはるかに低い価格の掛け金で業界に対し提供されている。いっぽう、保険会社は、原発事故の免責条項を持ち家保険その他の保険証書につけ加えてきた。

だから、ひと言で言うと、一般人が責任を負わされるのである。

あるいは、コロンビア大学のブライス・アンダーソン法研究が昨年表明したように、

「責任を限定しようとする決定は、事故の損失の大部分はその被害者によって負担されるべきだと決断したことを意味する。」

われわれは、企業責任の限定を許してしまった点で、国民に対する義務を果たしえなかったと、私は思う。その法律は、もし万一損害が5億6,000万ドルを超えたら、議会は災害救済を提供することができることを明示している。しかし、もうひとつのコロンビア大学の研究が示したところによると、そういう場合の議会の活動はひょっとすると余りに少額で余りに遅いかもしれない。そして、もし原発事故を補償するのに必要なものが議会の活動だとしたら、では、ブライス・アンダーソン法が目的としているのは何だ？この法律のどこにも特別な救済は保障されていない。

結論はただひとつ。ブライス・アンダーソン法は公益事業体（以下電力会社と訳す）と原子炉製造者を保護するために存在しているのである。これが結論だ。

ブライス・アンダーソン法が一般人を落とし入れるような無保護状態は、いってみれば、警官が何かこんなことを言っているようなものだ。

「近所に放火魔がいる。おそらく彼はあなたの17,000ドルの家を焼くかもしれない。あるいは、しないかもしれない。可能性は非常に低い。しかし、

ひょっとしたら。でも心配いりません！もし彼があなたの家をやったら、われわれはあなたに560ドル保障します！おそらく損害はもっと小さくてすむでしょう。ともかく、もし超えたら、合州国議会に差額の埋め合わせを要求することができる！どんな場合にも、この放火魔が重要人物であることを理解していて欲しい。何が起こっても、彼に触れることは許されない。ところで、あなたの火災保険は破棄されている。」

被害者に5億6,000万ドルを保障するとされている規定の中にさえ、人々の犠牲のもとに業界を保護する抜け穴がある。一例をあげると、業界の調査と請求処理のための費用は、5億6,000万ドルの中から差し引くことになっている。言い換えると、被害者の請求に対抗するために電力会社の弁護士に支払う資金は、これらの請求に対し支払うためのものとされている金から賄われるということだ。さらに、原子炉は別として、電力会社の資産はこの5億6,000万ドルによって補償される。すなわち、電力会社は、自分自身の「社会責任」保険によって立ち直ることになる。

また、電力会社がどれだけの民間保険を事故時の原子炉の損害に対し獲得することができたかを見るのも面白い。社会責任に対して1億2,500万ドルしか保証を見出しえないと主張しているいっぽうでは、同じ事故でも、彼等の原子炉には1億7,500万ドルまで保険がついている。

議会が検討中の法案、H. R. 8,631が提案しているのは、いわゆる「支払延期保険料」を採用して次第に政府の保障者としての責任をうやむやにすることである。ここにさえも抜け穴があり、一般でなくて業界を保護している。この法案で提案されているところによると、保険料は、事故が発生するまで、全体として、あるいは實際上全体として延期されそうである。その時点でさえ、政府は、現金に欠乏した電力会社に金を回すだろう。保険料の支払延期は、實際上、原発事故の場合に電力会社にかわって政府が弁償することを保障しているように見える。

そのうえ、H. R. 8,631は、一定の年限内に支払われる回数に上限を設

けることを認めている。そうすると、あきらかに、ある事故の被害者が、せいぜい1ドルあたり数セント得てしまったら、他の事故の被害者は、びた一文ももらえないかもしれなくなる。

ブライス・アンダーソン法の賛美者は、自信をもって、過失の有無にかかわらず賠償が受けられるという原理によって被害者は金を手にすることができる」と指摘している。しかし、実際には、どちらかというブライス・アンダーソン法の保障は絵空事だ。第一、多くの州では、ブライス・アンダーソン法などなくても電力会社には厳しい責任が課せられている。

そのうえ、被害者は、示談を受け入れるか、さもなければ法廷へ持ち出すかしかない。まるであたかもブライス・アンダーソン法のその規定が存在しないかのよう。もし損害が5億6,000万ドルを超える場合、どれだけの人が、一定の割合で決められた配分を受け取ることができるものだろう。

また、次のことも注意しておかねばならない。ブライス・アンダーソン法が提供する5億6,000万ドルは、その額が20年前に設定された時より現在はもっと価値が下がっている。そして、同じ期間に、事故によって起こりうる被害は増大している。なぜなら、原子炉はより大規模になり、その近辺の人口密度は高くなっているのだから。国会調査室 (Congressional Research Service) は、30億ドルのほりがより妥当な補償額であろうと計算した——この計算すら3年も昔の計算なのだ。

最後に、損害の証明の問題がある。過失の有無にかかわらず賠償をさせる規定のもとでさえ、被害者はその被害が事故によってもたらされたことを証明しなければならない。ところが、ガンというのは、その原因をはっきり示すような旗印をおっ立てて増殖するものではない。どんなガンも放射能に原因があることを証明するのは、不可能である。そして業界は、疑わしい点を被害者に有利に解釈してはやらない方針だ。

トラックを運転する港湾労働者、エドワード・グリーソンの例は、教訓深い。

1963年に、グリーソンは、マークのない、原子力施設へ発送されようと

していたプルトニウムの漏れていた容器を扱った。4年後、彼は珍らしいガンになった。手、それから腕と肩を切断したのである。彼は起訴した。しかし、プルトニウムが放射性毒物のなかでも最も恐ろしいもののひとつであるにもかかわらず、会社側の保険会社は、彼のプルトニウム事故はガンの原因だとは証明しえないと述べた。

グリーソンの訴訟は、制限規定を根拠として1970年に棄却された。もっとも、後に示談が成立したが、彼は、39才で1973年にガンで死亡した。

結局、被害者が自分の申立てを証明することが出来たとしても、5億6,000万ドルのうちどれほどが、事故後何年もしてからガンにやられる人々のために残されることになるだろうか？過失の有無にかかわらず受けられる賠償の額を超えて市民が救援金を得る権利を復活させることによってのみ、ブライス・アンダーソン法は人々を公平に扱っていると主張することができるのである。そして、原子力業界は、原発事故の結果から隔離されるのではなくて、そういった訴訟にさらされるべきである。

また、われわれは、ブライス・アンダーソン法が業界に味方してきたことを、認識しなければならない。そもそも、それは、あたかも原子力が実際よりも経済的により魅力あるように見せかけてきた。それはどういうことかという、今まで核分裂に数百億ドルをつぎ込み、とっくの昔にわれわれが真剣に考えなければならなかった扱いやすくて原状回復のできるエネルギー源につぎ込むべきドルを横取りしてきたということだ。

最も重要な点が言い残されたままだ。

原発事故が実際にどんなものかは、想像を絶するものがある。10万の人がそれぞれ6万ドルの被害を受けるとすると総計60億ドルに。あるいは100万の人がそれぞれ1万7千ドルの被害を受けると170億ドルに。平時の災害ではそんな規模のものは、かつてなかったものだ。

それに、この委員会（上下両院原子力合同委員会のことらしい・訳注）は、何度も何度も、そういった事故の可能性は排除することができないと聞かされ

ている。原子力に依存する限り、われわれはこの種の災害を手招きすることになる。原発事故の惨事から人々を守る方法はただひとつしかない。それは、原子力発電炉の建設をストップすることである。弁護士であり法学部教授であるハロルド・グリーンは、ブライス・アンダーソン法の矛盾を最も明確に述べたことがある。彼はミシガン法律時報 (Michigan Law Review) にこう書いた。

原子力技術が存在し成長するのは、ひとえにブライス・アンダーソン法のおかげであるという事実は、人為的に人々の目から隠されてきた。それは、損害賠償についての検討が引き金となって、大衆の間にはたして原子力は必要か、またそのリスクは容認できるものか等々といった討論がおこらないようにするためであった。

「〔ブライス・アンダーソン法・原注〕の存在そのものがその技術の非常なリスクを完璧にまた議論の余地なく物語っているのを考えると、原子力エネルギー体制側が、なんとなくまく原子力を人々に受け入れさせることに成功したか、驚嘆に値する。」

今日、原子力論議は、現に進行中である。

●オレゴン州とマサチューセッツ州では、州のエネルギー・レポートが原子力反対を忠告している。

●ニューヨーク州では、州議会が州のエネルギー局を骨抜きにして、原子力開発を控え目にさせている。

●バーモント州では、新規の原子力発電所は、現在では、州議会による承認が必要である。

●カリフォルニア州では、40万以上の有権者が、原子力の問題を来年6月の投票にかけることにさせた。

そして、国じゅうで、「放射能汚染に反対する実行委員会」は、原子力に反対する「クリーン・エネルギー請願」に25万以上の署名を集めた。およそ2,300の科学者や技術者が、最近、われわれの原子力計画の「思い切った

削減」を要求した。9人のノーベル賞受賞者も含まれていた。4,000人のアメリカ内科医を代表して、米国内科学会（National Medical Association）は、原子力を問題にすべきだという決議を行なった。

外国はもちろん、我国のいたるところで、思慮と責任感のある人々は、今や、原子力という賭けを拒否しようとしている。いまや、ばちあたりな法律の永続化によって新しい原発建設を奨励するような時期ではない。

もし電力会社が原子力という賭けを選ぶのなら、われわれと一緒に、彼等にもリスクを負担させよ。業界が広告するように本当に勝ち目があるのなら、そのリスクは電力会社の気には障らないはずだ。

こういう条件で原子力発電所は建設できないと電力会社がいうのなら、では、われわれは彼等の拒否の意味に直面しなければならない時期に来ている。

原発業界を振興せんがために、公平な補償を受けるといふ、憲法に保障された市民の権利は、保留された。この権利の剝奪は、産業の初期の頃は正当視されていなかった — 今日、それはますます攻撃的である。

何を為すべきか

議会はすぐにもブライス・アンダーソン法の延長を検討するだろう。もしあなたが議会に対し、ブライス・アンダーソン法の延長を否決して欲しい、あるいは被害者にもっと補償を提供するように大幅に修正して欲しいと思ったら、あなたの〔選挙権の対象である・訳注〕下院議員や上院議員に手紙を書くこと。原子力開発のあらゆる問題を議会の前に提出するひとつの方法である。

著者紹介

マイク・グレイヴァル上院議員、アラスカ州選出民主党員、は現在上院で審理中の原子力再評価法の立案者である。

もうすこしでディケイタ（アラバマ州の・訳注）を 失うところだった

今年の3月に、ブラウズ・フェリー原子力発電所でコントロール・ルームの下の空気の漏れを塞ごうとしていた二人の技術者が、不注意で火事を引き起こし、その火は発電所中に広がり、1,600のコントロール・ケーブルを破壊し、集中コントロール盤の背後から煙が渦となって巻き上がり、結局、損害は500万ドルにもなった。必死の7時間にわたる応急処置の後に、発電所の管理者たちは火事は収まり、オーバーヒートしたふたつの原子炉は停止し、強度の放射性物質に誰もさらされなかったと宣言することが出来た。しかし、それに触発された議論の火は、未だに消えていない。その発電所の12の安全装置のうち7つが作動しなかったことや、アラバマ州ディケイタがもうすこしで消滅するところであったことを言い抜けようとする原発支持派の院外団による積極的な試みにもかかわらず。

問題となっているのは、既に認可されている、あるいは建設中の、あるいは注文中の223の原子力発電所であり、その中には、もとの原子力委員会、そしてそれを引き継いだ原子力規制委員会の祝福を受けながら現在運転中の54の原子炉も含まれている。その火事の及ぼす広範囲の影響からすると、電力会社は、安全装置を改善するために数億ドルの出費を強いられることになるだろう — その費用は大衆消費者に押しつけられるだろう。そして、かなりな程度、業界全体の将来は危うくなっている。

上下両院合同原子力委員会で10月に行なわれた公聴会で、原子力規制委員会議長ウィリアム・アンダー によってその火事とその意味するものを調査するように指名されていたスティーン・ハナアウワーは、規制機関を論難して、それは「これらの失敗の責任の一部を負うべきだ」と言った。彼が言うには、その失敗は、「装置の設計、操作の手順、そして運転の欠陥」のせいもあって、発生した。

さらにもっとお話にならない証拠が、原子力発電所に保険をつけるのを手伝っている民間グループの、原子力責任・財産保険協会（Nuclear Energy Liability-Property Insurance Association）によるレポートという形で出てきた。そのレポートは、空間の拡がりの「複雑さ」は「弁解の余地がなく」また、そういうゴチャゴチャが「實際上どんな消火作業もダメにしている」と言って、出火した部屋の設計を批判した。

また、そのレポートはこう結論している。

「こういう部屋特有の危険を防止するために自動かつ常設の消火装置が備えられるのでなければ、想像もつかないような損失が予想される。」

共同出資金によって保険のつけられている23の原子炉のうち、18は、そのレポートの設定した基準からすると「だいたい合格」だった。失格の5つの発電所の名前は示されなかった。

ところで、ブラウンス・フェリーの修理費は、代りに発電するために必要になった石炭代の月1,000万ドルを含んでいる。全部の新しいケーブルを設置するには、9カ月かかるだろうと見込まれている。

（Environmental Action. 1975年10月25日号より）

(3) “安い原子力”は幻想

David Burnham

原子力はアメリカと世界に低コストの無限の電力を与えるであろうという長年の夢も崩れつつあるとみる経済学者、専門家、電力会社役員は多くなっている。第2次世界大戦後の数年、人々は原子の奇蹟によってスモッグのない街を自動車走る夢をみた。1969年になると一流の核科学者が原子力という安いエネルギーによって人類は大きな自由を得るだろうと予言した。つい2年前もニクソン大統領は1980年までにアメリカがエネルギー自立をなしとげるためのたたかいで、原子力は重要な武器となると主張した。現在、原子の夢もいろいろな問題で曇りがちである。ある問題は大きくある問題は小さい。例をあげると、原子炉建設費の急騰で1972年にはキロワット当り300ドルであったものが1985年には1,135ドルになると思われる。原子炉や廃棄物を破壊行為から守る問題、そしてそれにかかる費用に対する不安の増大、ウランの値段の上昇、昨年アラバマ州のブラウンス・フェリー原子力発電所でおこった火災によって全米の原子炉に安全装置を増設する必要性が生じたこと、などである。

国家防衛上、また環境上の制約を考えるなら、石油や石炭などの化石燃料より原子力のほうが魅力的であるが、もしアメリカがフォード政権がいうように次の25年間で620の原発をつくる方向に進むなら、相当な補助金が必要だと専門家は確信している。

事実、フォード政権が提案している千億ドルにのぼるエネルギー自立機関やその他いくつかの援助計画の主たる目的は、この種の補助金供与にある。

米国で最もすぐれた核科学者であり、フリーのコンサルタントでもあるイバン・M・ワインバーグ博士は「かつて夢があったことを認める。キロワット当

り100ドルで電力生産できた5年前は、この夢も正しかったのだが」と述べている。

「現在、この夢も終ってしまったようだ。しかしまだ収益はあげていないことに注意してもらいたい。私を含めて、推進者が当初考えていたよりもはるかに原子力は高くつく可能性がある」とワインバーグ博士は語っている。

1969年のニューヨークタイムズ紙でワインバーグ博士はこう述べていた。「最近の技術進歩をみれば、H・G・ウエルズが描いたような、廉価なエネルギーによる『自由な世界』をまじめに受けとめるべきである。」

原子力産業会議議長で、原子力賛成派のロビーストであるカール・ウォルスク氏は「電子は水と同じ程に自由になる」といううわさが広がったことは認めしたが、無限の廉価なエネルギーを多くの大衆が夢みたいということには同意しなかった。

非現実的な主張

しかし、ウォルスク博士は、1950年代にいろいろな原子炉生産業者が「原子炉によるエネルギーは他の方法のものより良いし、安い」と非現実的な主張をしたことによって、原子力の可能性に対し、過度に楽観的な期待が生じたと思うと述べている。

「原子力産業は今信じられぬほど深刻な問題をかかえている」とハーバード大大学院スクール・オブ・ビジネスの教授で、最近原子力と石炭の発電コストを比較分析した報告を発表したアービン・C・バップ教授は述べている。

ERDAに最近提出された報告も「原子力と他の代替エネルギー源のコストに関する一般むけの情報は、原子力のケースを強調し、他のケースを控え目に言いすぎる」と結んでいる。

同報告の著者であるワシントン州のコンサルタント会社のリチャード・J・バーバー・アソシエイツはこう述べている。「原子力に関する文書にはめだつた傾向がある。つまり、しばしばあるコストを省いたり、あるいは理論上予測

されたものよりかなり容量比率が低いといったような、實際上、あるいは運転上の費用に与える影響を無視することによって、原子力コストを過少評価している。」

「結局、純粋に経済的な見地に立ち、州の電力料金規制から生れる料金不足問題を度外視しても、米国の原発産業の未来は政府のごく最近の予測ほどにも明るいものではない」とベル・ジャーナル・オブ・エコノミクス・アンド・マネジメント・サイエンス誌の近刊号の記事に述べられている。

この記事を書いたのは、マサチューセッツ工科大学の経済学准教授のポール・Z・ジャスコウ氏とオースチンのテキサス大学のエネルギー・モデリングの准学部長のマーチン・L・バアウマン氏である。

「今でも、もし鉄道のそばに工場をつくり、石炭を安く手に入れられるなら、石炭のほうが原子力よりずっと良い」と元原子力委員会の一員で、現在アーサー・D・リットルのコンサルタント会社にいるウィリアム・クリグスマンは言っている。

例えばニューイングランドでは発電のため原子力を使ったほうが経済的であろう。何故なら北東部の諸州は石炭や石油の埋蔵地から遠いからである。しかし、発電機が炭鉱の入口にすえつけられるとするなら、原子炉は不用だと言わねばならない。

安い原子力の夢が色あせ、資本をつくるのがますます困難になり、電力消費の従来の成長パターンが鈍化したことなどから、アメリカではたくさんの会社が原発計画を延期したり、とりやめたりした。

長年原子力問題にたづさわってきた会社役員でさえ、いささか情熱を失ってしまったようである。以前はゼネラル・エレクトリック社の核燃料原子炉担当の副総支配人で、現在はミシガン・コンシューマー・パワー会社の新任社長であるジョン・D・セルビイはインタビューにこう答えている。

「コンシューマー社がさらに新しい原発を今の時点で建設すべきだと思わない。原子力は今後成長するエネルギー形態だと思うが、石炭も同じく成長する

と思う。」

フォード政権は外国のエネルギー源、とりわけ中東のアラブ諸国の石油に頼らず自立するという計画の主役としていまだに原子力を考えている。

エネルギー研究開発局のエネルギー・システムの専門家、メリル・J・ウィットマンは「私があげた数字は原子炉が今日でも充分有望であることを示している」と語っている。しかし「原子炉を建設する資金を調達する際問題なのは、巨額の建設工事費である。」とつけ加えている。

原子力賛成派が長年言ってきたのは、化石燃料より原子力が有利なのは、炉の建設費は高いが、ウランは石炭や石油より安いから炉の寿命中の発電コストは低いということであった。

今日、いくつかの面でこの基本的命題が問われている。

そのひとつの難問はハーバード大ビジネス・スクールのバップ教授とM. I. T. のセンター・フォ・ポリシー・オルターナティブのジャン・クロード・デリアン、マリー・ポール・ドンジモニ、ロバート・トレイテルが書いた原子力の経済という報告にのべられている。

原子炉と石炭の発電所の統計をみると、二種の発電機の建設コストはともに高くなっているが、原子炉のコストのほうは、石炭の発電所のコストよりずっと増加のスピードが速いのである。

バップ教授達は、石炭の発電所の建設費が1969年から1975年までキロワット当り年間平均13ドルの割合で上昇したが、原発のコストは年間31ドルの割合で増加したと指摘している。

原発の資本コストが急昇するということは投資金の償却のための生産コストが増大するという事だと彼らは指摘している。

産業側は、複雑な認可や安全要件が原子炉の建設に要する時間を10年間にも引きのばす結果をうみだしたとして、連邦政府を非難している。原子力規制委員会のほうでは産業側を非難している。

どちらに責任があるにしろ、建設期間が長いということは、原子炉が自分の

生活費をかせぎ出す以前に、長期間にわたって、ばく大な額の資本を借りるためのコストを電力会社が食いつぶさねばならないということである。

第二の問題は、ウランの値段が急騰したことから生じた。この値上げのため、数週間前にもウエスチングハウス電力会社は顧客20社に1978年以降はウランを供給できないと告げるにいたった。ウランのコストは1973年中頃の1ポンド当り7ドルという値から4倍に上がっている。この値は1980年には引渡し価格で1ポンド当り50ドルになろうというのが多くの専門家が確信するところである。

もうひとつの重大な未解決の問題は原子炉が水を熱し、タービンをまわし、発電する際に生じる使用済燃料（これはいわば原子の灰）をどうするかという問題である。

長年、政府と産業はこの使用済燃料を複雑な工程で処理し、大量の廃棄物を相当程度にまで減らし、その過程でプルトニウムを抽出するという計画をすすめてきた。このプルトニウムはその後炉の燃料として再び使われる。

複雑な過程

大規模な商業ベースでプルトニウムを抽出する工程は、予想していたよりも複雑なようである。ひとつの問題は、少量のプルトニウムを手に入れば、テロリストの小グループでも手製の原爆をつくれるということである。そのため原子力規制委員会は、どれほど保安員、どれほどの防護さく、その他の広範なセーフガードが必要か調べるまで「プルトニウム・リサイクル」の認可を遅らせたのだ。

認可が遅れたため、サウスカロライナ州のバーンウエルに大規模な再処理工場を建設し、完成をまじかにむかえようとしている所有者が、エネルギー研究開発局にこの工場を買いとってくれるよう頼んでいる。この要求は事実上原子力産業への補助金要請であるが、ERDAは真剣に考慮中である。この遅れのため民間の電力会社の協会がニューヨークにあるエジソン研究所はプルトニウ

ムの再処理と再使用による実益をも対象とした研究をすすめている。

エジソン研究所の研究班の委員長のひとりに、ニュージャージー州のゼネラル・ユーティリティ会社の燃料部長のバーナード・H・チェリーがいる。

ナショナル・パブリック放送の報道では、同研究の準備草案の結論は、プルトニウム・リサイクルは「かろうじて経済に合う」ということだが、チェリー氏はニュージャージー州の彼の会社の運転状況に関するかぎり、原子力は石炭よりも利点が多いと述べている。

「二、三年前にくらべて、この決断を下す条件は厳しくなっているが、原発の寿命中かかる費用全部を調べてみれば依然として原子力が有利である。」

チェリー氏は彼が依然として原子力に傾むく理由のひとつとして、彼の会社の原子炉の運転状況がきわめて良好であることをあげている。例えばペンシルバニア州のハリスバーグ近くにあるスリー・マイル・アイランド発電所は1975年前半期に、設備容量の79.4%の電力を生産している。

これは現在アメリカで運転している53基の運転記録のなかでも抜群で、他の原発の平均は同じ75年の前半期で、設備容量のわずか58.3%にすぎない。

(ニューヨーク・タイムズ、1975年11月16日、

原題: Hope for Cheap Power From Atom Is
Fading)

(4) 英国を日本の放射性廃棄物のゴミ溜にするな

Stanley Bonnett

イギリスへ大量の放射性廃棄物を輸入するという秘密計画に嵐のような抗議の声が起っている。

イギリスが世界の放射性ゴミ溜場になるのではないかと心配されている。日本側は4,000トンの致死性の廃棄物を送ろうとしている。というのは日本の法律でその処理が禁じられているからである。

(訳者注：日本では核原料物質及び原子炉の規制に関する法律によって民間企業による再処理は禁じられている。東海再処理工場は動力炉・核燃料開発事業団が運営。)

イギリスの原子力産業のトップにいる人たちの多くが、廃棄物の危険性を理由にこの計画に全面的に反対している。

10月20日 元エネルギー庁所属の科学者チームのチーフであったケルビン・スペンサー卿はこう述べている。

「これは大変なことだ。今や地球がとり返しよりのない程に汚染されようとしているのだ。」

イギリスはすでに大規模な放射性廃棄物溜場になっている。

カンバーランドにあるウインズケール原子力センターには、西独、スウェーデン、スペイン、イタリー、スイス、日本からの廃棄物が貯蔵されている。それらは分解がほぼ不可能な廃棄物で、1,200トンもある。

秘密交渉で日本側は、今の工場より大規模な、今よりは安全に処理できる工場をつくるための1億6千万ポンドを前払いすると言っている。この取引が成立すれば、10年間で4億ポンドに値する。

日本側は結論を急がせている。交渉に近い筋からの情報では、クリスマス前に契約が成立するだろうとみている。

専門家によれば、明日から再処理工場の建設にとりかかったとしても、運転できるようになるのは1980年代中頃である。

日本側の思うとうりにゆけば、1979年から英国の特別製「放射性塵芥」船にのせられ「使用済燃料」のラベルをはった荷が次から次へと入ってくることになる。

大規模な再処理工場が動いていないということは、廃棄物が一オンスに至るまで5年あるいはそれ以上貯蔵されるということだ。

これは、ウインズケールの放射性ゴミ問題を大きくする一方である。この廃棄物は水面下20フィートにスチール製のタンクに入れて保管される。

外国の廃棄物をひきうけようとしたのは、ウインズケールを非常に儲かる廃棄物処理センターにしようという考えからである。

しかし、廃棄物は放射性物質で、少なくとも2万5千年間にわたって危険なのである。再処理される放射性物質のひとつがプルトニウムである。

ケルビン・スペンサー卿はデボンの自宅でこう語っている。「プルトニウムは最も有害な物質である」と。

「プルトニウムが微粒子状で空中に散らばった場合、肺、体内、血液の中にとりこまれる。プルトニウムはガンのような重大な疾病をまねくのみならず、次の世代に奇型児などのおそろしい結果をももたらす。

「そしてプルトニウムを破壊するには減衰をまつしかない。それには何万年もかかる。」

「地球の友」の幹事トム・ブルク氏はこの新計画についてこう述べている。

「われわれが言ったとうりになった。われわれはイギリスが世界のゴミ溜になろうとしていると警告してきた。イギリスの科学者は商売のために世界中を駆けまわっている」と。

(デーリー・ミラー紙。1975年10月21日、

原題: PLAN TO MAKE BRITAIN WORLD'S
NUCLEAR DUSTBIN)

(5) 子々孫々におよぶ致死的遺産

誰かが金を払うからやってくれと頼んだからといって、自分の家を毒入りのピンで一杯にする人がいるだろうか？ 然し、これこそ、まさしく英国がやっていることだ。

日本人が、ぞっとするほど恐ろしい放射性廃棄物を彼等の周囲からとおざけたがるのも無理はない。だれだってそうしたがるんだから。

原子力の専門家は、放射性廃棄物は正しく扱えば全く危険性はない、と豪語している。まさに、フリックスバローの専門家たちが彼等のうけもつ揮発性化学工場が安全だと考えていたのと全く同じように。ピッシーの専門家も、かつて、彼等の巨大なドームウォッチ化学処理場は全く安全だと語っていたように……。

しかし、フリックスバローの悪例も、ピッシーの悲劇も、もうそれだけでごめんこうむりたい。ウインズスケールの事故の結末も、我々の想像を遙かに越える悲劇だ。

確かに英国は日本との貿易収支でうまくいっていない。しかし、だからといって、危険を犯してまでも日本の円を手に入れなければならないのだろうか？ スエーデンのクローネ、イタリアのリラ、ドイツのマルク、スイスのフラン、そしてスペインのピセッタ……これら諸国の外貨を稼ぎたいからといって、彼等の汚い洗濯物を一手に引き受けてやらなければならないのだろうか。

まるで、グリーンピースのカン詰でも扱っているような顔をして、「再処理」だの「再加工」だのと言う美しい言葉で偽って、危険性をごまかすことはできないはずだ。「危険性は殆んど全くない」などと言ってごまかすことはできないのだ。

もし英国が原子力発電をやれば、その廃棄物の処理で困ることになる。しかし他の国の廃棄物の処理までも引き受けなければならない理由はどこにもない。

子々孫々、孫子の代まで及ぶ致命的遺産を外国からまで持ち込んでくる必要はない筈だ。(ディリー・ミラー紙、1975年10月21日、原題：Mirror Comment：the Doomsday Legacy)

II 立 法

(1) 消費者保護庁設置法案米議会を通過

イ. 下院運営委員会30対10で承認

消費者保護庁を創設する立法 — フォード大統領拒否権発動の可能性に直面している — は、昨日の下院運営委員会で、30対10で承認された。

法案は、議事妨害と会期の遅れで、法案通過の闘いが6年もつづいた後、やっと今年はじめ、上院で承認された法案細目と実質的には同じものである。

完全な下院の承認が期待されてはいるが、フォード氏はそれに反対する。そして議会はフォード氏の拒否権をこれまで無効にすることはできなかった。

提案されている消費者利益のための庁というのは、価格、安全性、保健といったような真に消費者利益にかかわる重大問題だと思われる問題には、庁はいつでも政府取り締り機関の政策決定に介入することができるというものである。労使論争への介入権の動議は、27対7で、破られた。

立法は、全米商業会議所や全国製造業団体によって強力に反対されてきた。フォード氏は新しい庁をつくるのではなく、既存の取り締り機関を改革することが先決問題だ、新しくつくろうとする消費者保護庁はあまりにも費用がかかりすぎるといっている。(ワシントン・ポスト 1975年7月19日)

ロ. CFAニュース(1975年11月号)より

去る11月6日、下院は208対199で消費者保護庁〔Agency for Consumer Protection (ACP)〕設置法案を通過させた。上院では、去る5月圧倒的多数で同様の法案を通過させた。

全米消費者連合会(CFA)は、その立法活動のなかで、この法案の通過に最優先順位をおいて闘ってきた。この法案は、連邦政府の諸種の取り締り機関、

各省庁、裁判所で、消費者利益を代表して発言するところの独立した庁を創ろうというものである。但しそれは取り締り機能はもたない。この庁は、その決定が消費者に影響を及ぼすところの連邦政府の政策決定者にたいし、消費者を代弁してさまざまな事実を提出し、論議を行うところのものである。さらにまた、この庁は適切な消費者情報を流し、消費者の苦情をしかるべき役所にもちこむ機能を果すものである。

法案通過に先だって、カリフォルニア出身の共和党ボウル・マックロスキー議員とマサチューセッツ出身の同じく共和党のマーガレット・ヘックラー議員は、各行政機関から、重複している消費者機能はすべてとりあげ、それを新しくできる消費者保護庁へ移管すべきだという修正案を出した。この二人の議員によると、この修正案は、新しくつくられる庁は既存のすべての消費者問題関係局の活動を一手に集中するのであるから、新しい庁ができれば多くの官僚制を破棄するというのである。新しい庁に消費者問題が集中すれば、年間約1,000万ドルが浮くこととなる。これは新しくできる庁の初年度予算に比適する。この修正案は379対29で採択された。

修正案

労使規定の修正案は233対17で破られた。(訳者注：たとえば全国労働関係局の前で行われる労使紛争論議にACPは参加できないという免除規定を削除すべきだという修正案が出されたが、破られた。) もう一つの修正案が通った。これは、ACPの出す尋問調書はすべて議会のしかるべき監督の任にある委員会に報告せねばならない、また情報収集を行う際、権力を乱用した機関にたいし消費者が行う苦情はすべて委員会に報告せねばならないというものである。

フロリダ出身の民主党ドン・フ議員が提出し、発声投票で承認されたもう一つの修正案がある。これは、なま野菜の市場価格やそれにたいする貸付金、価格支持、あるいは支払いに直接影響または関係する合衆国農務省の業務執行に、消費者保護庁が当事者として介入したり、あるいは参加したりすることはでき

ないというものである。それからまた、土壌保存計画や Farmer's Home Administration, the Rural Electrification Administration, the Federal Crop Insurance Corporation, Public Law 480 計画も除外された。

もう一つの修正が、フロリダ出身の民主党ダンテ・ファセル議員によって提案され、401対6で賛成された。それは、この法案で規定している「零細企業」、つまり従業員が25人以下または資産100万ドル以下というような零細企業は、法案の書類尋問規定からはずすというものである。

モンタナ州出身の民主党マックス・バウカス議員によって提案された、いわゆる「自己解体」("Self Destruct")なる修正案は、消費者保護庁の存続期間を創設後7年間としている。

消費者保護庁は200以上の消費者・農民・労働界、65才以上の年金生活者、宗教グループなど広範な仲間によって支持された。それはまた多くの先進的な企業によっても支持されている。例えばモントゴメリー・ウアート、ボラロイド、 Mobil石油、アトランチック・リッチモント、ジュル食料店、ストップ&ショップなど、がそれである。反対しているのは、全米商業会議所、全国製造者団体、全国食料チェーン・ストア団体、その他さまざまな大会社関係である。

UFAの常任理事カロール・タッカー・フォアマン女史は投票の跡をふり返って次のように語った。「この日の最も重要なニュースは、議会のかなりのものが、消費者代表を恐れる有力な特殊利益団体の圧力に再び屈したということである。人々の利益に仕えるか、会社の利益に仕えるか、を下院議員はえらぶべきであった。後者をえらんだ議員は、純粋に自己保全だけのために身を売ったのだ。」

「この立法にたいするフロアからの修正は、消費者保護庁の創設に反対する法律論議のすべてを有効にやっつけた。消費者保護庁は新しい金を必要とはしない。新たな官僚制を創り出しはしない。零細企業の脅威とはならない。」

興味ぶかいことには、マックロスキー — ハックラー修正案を支持した多くの議員が、最後には法案反対の投票をしたことだ。これらの議員はその見えすいた偽善にたいして責めを負うべきだ。

法案反対をとなえる指導的人物の一人、イリノイ州出身の民主党ジョン・アーレンボーン議員の語るところによると、法案を自分たちの意にかなうようにするための修正案にもかかわらず、フォード大統領は拒否権発動の意志を変えてはいないとのことである。

法案支持のデモンストレーションは、消費者保護庁が下院で審議される一週間も前、議事堂玄関先の階段をあたかも集会場と化した。正午には、法案の支持者であるベンジャミン・ローゼンタール議員（ニューヨーク出身、民主党）、ジャック・ブルクス議員（テキサス出身民主党）、フランク・フォートン議員（ニューヨーク出身、共和党）がこのきわめて重要な立法を支持する提案理由を説明するのをきくために、約500人乃至は1,000人とも推定される群集が集った。その他の重要な参加者としては、ハウス・カールー・アルバート議員（オクラハマ出身、民主党）、ベス・マイヤソン女史（訳註：初代ニューヨーク市消費者問題局コミショナー）、エスター・ピーターソン女史（訳註：初代大統領消費者問題特別補佐官）、ラルフ・ネーダー、キャロル・フォーマン女史（CFA）、ローラー・レドフォード女史(?)（「いますぐ行動を」の会の会長）などが、スピーカーとして参加した。（CFAニュース）

ハ、208対199で下院通過

ワシントン、11月6日 — 下院は、この日、連邦消費者保護庁を創設する法案を、非常な接戦で、承認したが、その開きは予想されるフォード大統領の拒否権を打ち破るには十分とはいえそうにもない。

票決は208対199であった。法案の細目（measure）は、去る5月、61対28で上院を通過した同様の法案との調停を行うために、次は上下両院会議にかけられる。

連邦政府省庁のさまざまな業務執行において、消費者を代表する独立した庁を設置する法案を、上下両院が揃って承認したのは、6年というながい戦いのなかで、これがはじめてのことであった。しかし票決は、下院の意向が消費者保護庁支持の方向へ深くくいこんでいることを示した。

二回にわたる前議会で、下院は大きな開きで同様の法案を承認したが、上院で議事妨害にあって消滅した。1974年4月3日の、最後の下院の票決は、293対94で、消費者保護庁設置賛成で可決した。

1975の楽観的見とおし

今年は、上下両院とも民主党が多数を占めているので、消費者グループ、組織労働者など、法案支持の人々は、法案の細目を通おすことに楽観的だった。そして上院は、はじめて、議事妨害を破って法案を容易に通過させた。

しかし2日間にわたる議場での戦いが終わったあと、法案の細目に反対した人たちは、出身地の有権者のあいだに政府官僚制にたいする不安が増大しているのでかなりの反対があったのだといっている。

たとえば、75人の民主党新人、そのあるものは、連邦政府の官僚制がますますひどくなることに反対のキャンペーンをはってきたのだが、75人の新人の中の少なくとも13人は共和党少数者の殆んどがしたと同じように法案反対の投票をした。

この日、法案に賛成投票したのは民主党議員188人と20人ぼっちの共和党議員だった。いっ方119人の共和党議員と80人の民主党議員が法案の細目に反対投票をした。

法案は、また、相当数の主要企業グループによっても強く反対のロビー活動を展開されてきたが、ともかく承認された法案は、連邦省庁の業務執行や諸活動に消費者の見解を代表させるため、年間1,000万ドルを費いやして、消費者を保護する一つの独立した機関を設置しようとするものである。

大統領の拒否権行使は『明か』

消費者保護庁は、たとえば、連邦の諸機関が自動車や航空の安全基準、料金、輸出規制あるいは発電所設置場所といったようなこと柄を決める場合の業務執行において、消費者を代表することができる。

また、消費者保護庁は、他の機関の決定について裁判所の見解を求めることができるし、大きな企業にたいする尋問調書によって情報を求めることもできるし、消費者の苦情を受け、連邦機関がそれにどのように対応するかをモニターすることもできる。また消費者の使い製品やサービスについての情報を流し、製品テストを奨励することもできる。

フォード氏は、下院の一員として、1971年には同様の立法を支持したとはいえ、今年早々、議会にたいし法案の決議をストップするよう要請し、連邦の諸機関にたいしては、その業務執行においてますます積極的に消費者を代弁する措置をとるよう命じた。

テキサス出身の民主党ジャック・ブルックス議員に率いられた、法案の支持者たちは、法案にたいする反対を軟らげようとして、いくつかの修正案を議場から受け入れた。が、最後の票決がなされるまさに直前、イリノイ州出身の共和党ジョン・N・エレンボーン議員は、「大統領はこの法案に拒否権を発動すると明言したが、その考えは、いまなお変ってはいない」と下院で語った。

新しい消費者保護庁をつくれれば、また新しい官僚制の産卵場となるのではないかとの議論を軟らげるために、379対27で、一つの修正案を下院は承認した。それは、既存の省のなかにある『重複した』消費者事務局を、新しく設置される庁へ移すよう、運営予算局に指示する修正案である。

票決によって、下院は新しく設置される庁の寿命を7年に限定することを承認した。そしてさらに庁が継続さるべきかどうかは、将来の議会が決定する。また、下院は票決で、農産物の市場価格または価格支持を含む業務執行に、新しく設置される庁は、参加できないことを承認した。しかし、全国労使関係局(National Labor relations Board)の前で争われる紛争のような労使

紛争に新しくできる庁が参加できないとする免除規定を法案から削除せよという修正案は、233対175で、拒否された。

法案を監視する強烈なロビー活動は、議員たちが議場に入って行く時でさえもつづいた。

ブルック議員や、クキーンズからでている民主党のベンジャミン・S・ローゼンタール議員など、法案の支持者たちは、議場の入口に立って、同僚が議場に入っていくとすると、賛成投票をたのむよと促していたが、ナッソー郡出身、共和党リーダー格のジョン・W・ワイドラー議員は親指を下げ「ダメだよ」のサインをあとから着いたものにひらめかしていた。

(ニューヨーク・タイムズ 1975年11月7日)

(2) '74年環境汚染規制法 —その概要—

イギリス産業総連盟

環境汚染規制法は、公衆衛生や環境汚染防止のある側面を抜かう法規定を更に広げるものであり、1974年7月31日に国王の裁可を受けた（英国では議会を通過した法案は国王の形式的裁可を必要とする・訳者註）。その広範囲にわたる規定はさまざまな形で段階に応じて取り入れられる。なぜならそれは、(a)役所のほかの課がどれだけ実行できるか、(b)条令や命令を出せるか、(c)地方自治体や水質課が必要な財源を出すかどうかにかかっているからである。

この法律を、できるだけ早く実行に移したいと政府が願っているにもかかわらず、地方自治体や水質課に加えられている財政的圧迫からすると、この法律が完全実施されるのはまだまだ先になりそうである。特定の条令の実施がいつになるかの手掛りは、この論文の中に示されている。さらに詳しいことは、やがてCBI（Confederation of British Industry イギリス産業総連盟）の会報で報告されるだろう。

この論文の中で示されているこの法律の要件の要約は、単にひとつの紹介の仕方としてなされたものであり、会員の皆さんは、法律そのものを研究なさって、その法律的な含蓄を完全に精確に、こうに違いないと、判断されたい。

第1部 陸上の廃棄物

この第1部のもとで規制される廃棄物は、農業あるいは鉱業や石切り場での活動によってもたらされるものは勿論のこと、實際上、全ての廃棄物（家庭、商業、あるいは工業の）を含むことになるだろう。規制を免除される廃棄物でさえも、やはり、一定のただし書き条件が課せられる。たとえば—

(i)それらは、環境破壊をもたらすような廃棄のし方をしてはならない。

(第3節の3)

(ii) 廃棄物処理課は、それらに関する情報を収集することができる。(第19節)

(iii) 条令によって、後日、それらを条令の対象とすることができる。(第節)

廃棄物が危険であったり、困難であると思われるような規制対象の廃棄物は、第17節にもとづいて作られた条令で定められる特別規制の対象となる。この特別規制は、1972年の有毒物処理法にもとづいて現に施行されているものに代るもので、公示手続きを含むことになろう。また用地の許可をもっている者に廃棄物を受け入れ処理するよう、指示を与えることになろう。但し特定の条件と訴願権の得られることを条件としている。

廃棄物の処理に対し責任のある役所は、大ロンドン市議会やイングランドの州議会、ウェールズの地方自治区議会やスコットランドの島々や地方自治区の議会になるだろう。廃棄物を収集する役所は、ロンドン自治都市議会や地方自治区あるいは島の議会になるだろう(第30節)。

この法律は、廃棄物の規制に、三つの主要な新機軸をもたらしている。

(i) 廃棄物処理調査および計画

(第1および第2節)

それぞれの廃棄物処理課は、第1節にもとづいて、その地域に投棄される、あるいは投棄されそうな、規制対象となる全ての廃棄物の処理に関し、役所とその他の人々との間に適切な取り決めがなされるよう、保証する義務を負うことになるだろう。

その義務を果たすためには、役所は、(a) その地域で発生する、あるいは発生しそうな廃棄物に関する調査を行ない、(b) 廃棄物の処理や再生のための計画、その原案、やがてその区域で公刊される最終案を立案しなければならない、(第2節)。最終的な計画の信頼性は、役所が調査を行なう時に入手する廃棄

物の量と種類に関する情報の正確さ如何にかかわってくる。

問題となっている会社に立ち入り調査し、この情報を探索している時、廃棄物を発生させた者ができる限り協力することは、発生者にとって利益となるだろう。

(ii) 廃棄物処理の許可

(第3-第11節)

別に規定された場合を除き、その土地を使用する者が許可を得なければ、またその許可に付随した条件を満たされなければ、何人も、規制対象となっている廃棄物を、陸上で処理したり陸上に置いたりしてはならないし、そのような廃棄物を処理したり置いたりさせたり、あるいは知りつつ許可したりしてはならない(第3節)。

したがって、廃棄物の捨て場を使用する者、処理工場や処理施設が設けてある土地を使用する者は、許可が必要となるだろう。承認をうるための計画が有効でなければ、許可されることはないだろう(第5節)。

許可申請は、管轄の廃棄物処理課に書面で提出されなければならないし、また、条令で定められるであろう種類の情報を含んでいなくてはならない(第5節)。水質汚染や健康への危害を防止するために却下が必要だと判断しない限り、役所は申請を却下してはならない義務を負う。申請者と役所との間に特に取り決めがない限り、もし役所が受理してから2カ月以内に申請を認可も却下もしなかった場合、その申請は却下されたものとみなされる(第6節)。

許可の付帯条件は、次のいずれの場合にも、廃棄課の書面による通告によって、一部変更することができる。(a)その変更が望ましく、かつ、許可保有者がそれだけの出費をしても不合理だとは思われない場合、(b)許可保有者がそれを要求する場合。水質汚染、公衆衛生への危害、あるいは地域生活の快適さがそこなわれるような場合、また、そういった問題が許可条件の一部を変更しても避けられない場合には、許可は取り消されることができる(第7節)。

許可の申請者は、申請の却下あるいは許可条件の理不尽さに対し、国務大臣に対して訴えることができる。また、許可保有者は、取り消し、あるいは許可条件の一部変更に対し、訴え出てもよい（第10節）。

(iii) 規制対象の廃棄物の収集

（第12—第17節）

イギリスの廃棄物処理当局、収集当局は、その地域の建物の使用者から要求された場合、それらの建物から出る産業および商業廃棄物を収集するために、手配をすることができる（第12節）。

産業廃棄物の収集を要求する者は、収集を手配する当局に対し、廃棄物の収集と処理双方の代金として、妥当な料金を支払う義務を負うことになるだろう、（第12節）。全ての産業および商業廃棄物を発生させる者は、通告によって、おのおの構内に適切な集積所を設けるよう要求されることも、またありうる、（第13節）。

第1部を実施するための予定表

政府がまずしなくてはならない事は、当局に対し、管轄区域内の廃棄物および廃棄物処理施設の調査を行なう義務を課すことである。地方自治体が廃棄物の再生利用ができ、また廃棄物そのもの或いはそれから生成される何かを有益に処理できるようにする規定を政府は速やかに導入したいと考えている。廃棄課が正式の廃棄物処理計画を提出しなければならないとする法律上の義務は、おそらく一年間ほど延期されるだろう。許可規定およびそれほど緊急でない規定が導入されるのは、早くても、1976あるいは77会計年度の初めになるだろう。

第 2 部 水 質 汚 染

この法律の第 2 部は、水を汚染から守る現行の方法を拡大し、実際に、全ての内陸および沿岸の水まで守ることにある。水質汚染の一般的な違反は、従来、干満のない内陸水域と特定の干満のある水域とに限って適用されていたが、かくして、他の全ての「関連水域」すなわち特定の地下水脈、河川の干満のある区間、そして沿岸水域にも適用されるだろう（第 3 1 節）。産業排水のこれらの水域への放出もまた、水質課、あるいは、スコットランドでは、河川浄化課の承認を必要とするだろうし、また、課せられた条件に従わねばならないことになるだろう（第 3 2 節）。イングランドとウェールズでは、操業している鉱山からの排水も、従来は免除されていたのだが、規制の対象になることだろう。

承認（Consent）を求める申請

（第 3 4 - 第 4 0 節）

水路放出への承認をうる申請は、それを管轄する水質課に対して為されねばならない（第 3 2 節）。また、放出の場所、排水の性格、構成、温度、放出の最高時の流量、一日あたりの最大量といったことに関する情報を、申請は含んでいなくてはならない（第 3 4 節）。第 3 2 節が実施にうつされる時に、懸案中の申請は、環境汚染規制法のもとでの申請として扱われる。現行の承認や付帯条件は、条令によって、存続を許されるかもしれない（第 4 0 節）。

排水の放出が重大な影響を水路に与えそうにないと水質課が判断しないのなら、役所は、承認を求める申請を「ロンドン・ガゼット」（官報・週 2 回発行・訳者註）と地方紙に広告する義務を負い、広告が発行されてから 6 週間以内に行なわれた陳情をとりあげる義務を負うだろう（第 3 6 節）。

もし、そういった陳情が不成功に終わったなら、それを行なった者は、國務大臣に訴えることができ、國務大臣はそこで公開審理を起こすことができる。一般に、申請後 3 ヶ月以内に承認が与えられなかったり、拒否されたりした場合、

承認は拒否されたものとみなされる。承認の拒否に対して、また理不尽な付帯条件の賦課に対して国務大臣に訴える権利がある（第39節）。公開審理や上訴手続きによってもたらされるかもしれない遅延を避けるために、排水を放出しようとする者は、できるだけ早く承認を申請することが、大切である。

承認の取り消しあるいは変更

（第37、38、45および46節）

ひとたび、与えられたならば、承認は取り消されることはないし、その条件は、承認が与えられた日から、あるいは一部変更された日から2年間は変らない。但し、放出によって被害を受けそうな人々に適切な保護を与えるために取り消しや変更が必要でない限り（第38節）、あるいは、河川の植物群や動物群に対し汚染危害が引き起こされない限り（第46節）、取り消しや条件の変更はない。間違っただけ承認を与えたり、間違っただけ条件を課したりした場合、水質課は補償金を支払わねばならないかもしれない。

水質汚染が起った、あるいは起りそうだという場合には、水質課は、改善措置あるいは予防措置をとることができるだろうし、そのための費用を、それに対し責任を負うべき放出者から取り立てることができるだろう（第46節）。もしも不必要に費用を負担させられたと裁判所が納得するなら、その放出者はその費用を支払う義務を免除されるだろう。放出を行なう前に、ふつうどういふふうで中間をとるかについて、前もって放出者が水質課と合意に達していたならば、そういったクレームは間違いなく受け入れられるだろう。

記録（第41および第42節）

条令によって、水質課は、承認の申請、下された承認、排水の標本の分析などの詳細を含む記録を保管する義務を負わされる。これらの記録は、誰れでも閲覧できるよう公開されるだろう。例外として、商業機密が暴露されそうな場合、申請、承諾、標本を公開しなくてもよいという証明をうるために、国務大

臣に訴えることができる。

水質汚染を防止するための、国務大臣の権限（第31節）

国務大臣は、条令によって、有毒な、有害な、あるいは汚染をもたらす物質を、管理あるいは規制する者なら誰であれ、その物質が水路に侵入するのを予防するために、予防措置をとることを、義務づけることができる。また、水質汚染をもたらしそうな活動を特定区域で続けることを制限、または禁止するための諸規則を、国務大臣は導入することもできる。これらの規定は、産業設備の用地選択や産業工程の導入乃至は変更、あるいは集積場所を決定するに際して、十分に考慮されなければならない。

公共下水道への放出

（第43—第45節）

これらの放出に関する限り、この法律の主要な効果は、現在部分的にしか規制されていないところの排水を、完全な規制のもとにおくことである。それらは主に1937年以前の放出であり、1975年1月30日以前に管轄の水質課へその在存が通知されるならば、それらは自動的に承認されたものとみなされるだろう。

第2部を実施するための予定表

政府の目的は、第2部の主要な規定を今年（'75 訳者註）の秋と1976年の中頃との間に、相互に関係のあるふたつの段階に分けて実施に移すことである。第一段階は、承認機構を活動させはじめることと、承認に関する過渡的な規定を実施することを含むだろう。第2段階は、指定された地下水と全ての干満のある水域とを、完全な規制のもとにおくことになるだろう。同時に、第2部の残りの大部分の規定が実施に移されるだろう。しかしながら、第52節を実行する意思は、全国水質協議会と協議して一層の研究が行なわれるまで、

ない。その第52節というのは、水路への排水の放出に対し、課税を可能とするものである。

第3部 騒音

騒音公害（第58および第59節）

現行の騒音公害法は再制定されるだろうけれども、それは一部変更されて、単独の個人でも直接に行政長官の法廷へ訴えることを可能にするだろうし、（第58節）、また、現に騒音公害の発生源であるもの、またなりそうなものを探し出すために、定期的に担当地域を調査することを、地方自治体に義務づけることを可能にするだろう（第57節）。

さらに付け加えると、騒音に関していくつかの新しい概念を、この法律は導入する。それを列挙すると —

(i) 工事現場の騒音

（第60および第61節）

工事現場で仕事が始まる前に、地方自治体が自分から卒先して（通告を行なって）あるいは工事側の申し出で（承請を求めて）、条件を指定する権限を地方自治体は与えられるだろう。また、通告によって、工事が始まった後でも、騒音を規制することができる。事前の承諾が申請後28日以内に与えられなかった場合、あるいは、承諾条件が理不尽であった場合、工事側は行政長官の法廷へ訴えることができる。

(ii) 低騒音地帯

（第63 — 第67節）

国務大臣によって承認された命令によって、地方自治体は、その地域の全てあるいは一部を低騒音地帯に指定することができ、またこれらの地帯にひっかかる建物の段階を指定することができる（第63節）。問題となる建物から発

生ずる騒音の程度を測定し、公開された記録にそれをとどめることになるだろう。そして、以後、役所の承諾なしにその程度を超えることは許されない。通告によって、役所は、登録された騒音の程度を低く抑えることを要求することができる(第66節)。騒音低減命令にひっかかりそうな新しい、あるいは一部変更した建物の、予定されている所有者あるいは使用者の申請があったならば、役所は、妥当な騒音の程度を決定することができる(第67節)。地方自治体は騒音低減工事を執行する権限を持つことになるだろうけれども(第69節)、それは、騒音の張本人に処置をほどこす機会がまず与えられた後でのみ、普通は、行なわれるだろう。承諾の拒否、登録された騒音の程度、また理不尽な地方自治体の要求に対し、訴えることのできる普遍的な権利がこの法律には組み込まれている(第70節)。

(iii) 工場あるいは機械からの騒音

(第68節)

国務大臣は、条令によって、工場あるいは機械の騒音の低減のための妥当な要求を指定することができる。また彼は、騒音を最小限にとどめるための施行法(Codes of Practices)を準備したりすることができる(第71節)。

第3部を実施するための予定表

第3部の規定の多くは、地方自治体にとって財政的に関係のあるところがないので、したがって政府は、事情の許すかぎりできるだけ早くそれを実施する意向である。工事現場からの騒音に関する規定や、低騒音地帯の設定を可能にする規定を発効させることについて、近々、協議するだろう。

第4部 大気汚染

地方自治体の、情報を収集公表する権限

(第79 — 第84節)

この法律の第4部は、主に、大気への放出物に関する情報の検索と公表についてである。地方自治体には、その地域での大気汚染に関する情報を収集し公表する権限が与えられるだろう。ただし、地域産業の業者と適切な協議を行わねばならない(第69節)。また、条令は、国務大臣によって作られねばならない(第82節)。役所は、(a)それを要求する通告を行うことによって、(b)放出物そのものを規定し記録することによって、あるいは(c)役所を代理して建物の所有者が放出物を測定し記録する協定を結ぶことによって、情報を入手するだろう(第79節)。

情報の暴露の制限

(第80および第81節)

アルカリ検査庁によって規制されている工場からの放出物に関する情報を、通告によって、当局が要求したとしても、アルカリ検査官が、通常、検査庁によって要求されるようなものではないと認定する情報は、問題となっている放出者が提出する義務はない(第80節)。当局に情報を提供することが、あるいは世間に公開することが、(a)理不尽に商業機密を害するだろう、(b)公共利益に反するだろう、あるいは(c)不当な出費をひき起さずにはすぐには入手できない、またすぐには役に立たない場合には、そういった通知を突きつけられた者は、更に、国務大臣に訴えることができる(第81節)。

第4部を実施するための予定表

政府は、情報の検索に関する規定を、早い時期に発効させたい方向で、地方自治体と協議したいと提案している。また、自動車燃料の成分を規制する規則を、国務大臣が作ることができるようにする規定を、できるだけ早く実施する意向である(第75節)。また石油燃料の硫黄分についても同じ(第76節)

第5部 補足的規定

第5部のほとんどの規定は、判例によって支持されている。たとえば、規制する役所が情報を入手するための普遍的な権限（第93および第94節）、また、地域的な調査を遂行させる国務大臣の職能（第96）を、それは定義している。

第6部 雑則および一般的規定

有害な物質の輸入、使用その他を禁止したり制限したりする、国務大臣の権限

この法律の第6部のなかで最も重要な規定は、人間、動物あるいは植物に害をもたらすような、あるいは、空気、水あるいは土の汚染をもたらすような物質の、供給、使用あるいは輸入を、禁止あるいは制限するための条令を作る権限を、国務大臣に与えていることである。この規定は、近い将来発効するだろうが、しかしこの権限は、緊急の場合にのみ行使されるだろうと予想されている。

この法律のスコットランドへの適用

（第106節）

この法律は、スコットランドにおいても、全般的に適用されるだろう。この法律で水質課、行政長官の法廷、「ロンドン・ガゼット」と呼ばれているものは、それぞれ、河川浄化課、州長官、「エジンバラ・ガゼット」と読み替えられる。

スコットランドでは、この法律の規定を実施する責任を時たされる新しい役所は、5月16日までは、全面的に活動を始めることはない。彼等との協議や、設立が遅れることから必要となってくる一部変更を条件として、スコットランド相は、イングランドやウェールズに適用されるのと同じような予定表を、大體において踏襲しようと提案している。

スケジュール

4つのスケジュールは、それぞれ、騒音低減命令、現行の法規のものと違反に対する罰則の修正、法規の部分的かつ必然的な改変、そして廃止についてのものである。

1974年環境汚染規制法

— その実施にあたっての準備段階

予定表（全般的考察）

第109節によって、国務大臣は、この法律のいろいろな規定をいろいろな時期に実施する権限を与られている。環境汚染問題国立委員会の第4報告書が行なった勧告に従って（命令第5780、1974年12月）、政府は、できるだけすみやかにこの法律の実施を強行する意向である。それぞれの規定を実施するための正確な予定表を決定するにあたっては、政府は、環境の質を維持そしてできれば改善する必要性と、この法律を完全実施するために必要になるであろう公共出費と増やさねばならない人員とを、うまくバランスをとらねばならないだろう。地方自治体の支出にとって重大な影響のある規定の実施は、延期されるべきだということは、既に政府は認めた。しかしながら政府は、財政事情の許す限りすみやかに実施に移したい意向で、地方自治体連合と、それぞれの規定について、その予定と支出への影響とを検討中である。イギリス産業総連合会(CBI)の会頭が最近環境省大臣に表明した見解は、すぐさま実施する必要があるのは、固形廃棄物の処理に関する規定のみであるとしている。したがって、まず第一にしなければならない事のひとつは、廃棄物処理課に、担当地域の固形廃棄物および固形廃棄物処理設備を調査する義務を課すことだと政府が考えていることを、その見解は喜ばしいこととして述べている。

既に制定されている規定

1974年環境汚染規制法

(開始第1号)政令1974年

この政令(法令文書第2039号、文具供給局(諸官庁の文具を供給し、報告の印刷などをする・訳者註)で4ペンスで入手できる)は、1974年12月12日付けで、商業排水の公共下水道への放出を扱っている第43節と第44節を、発効させた。これらの節は、今まで事前の承認が必要でなかった、特定の長年の放出を対象にする完全な規制をもたらす。この規制は、政令によって指定される日までは有効でなく、そして未だにその日付けは確定していない。

この政令は、また、特定の標準規定、すなわち第95、104、105、107、108(1)を、スケジュール第3の第27項および第109項に適合する限り発効させる。

1974年環境汚染規制法

(開始第2号)政令1974年

この政令(法令文書第2169号、文具供給局で4ペンスで入手できる)は、1975年1月1日付けで、1906年アルカリその他の工場取り締まり法の廃止および修正をもたらすスケジュール第3および第4の中の規定を、発効させた。

廃棄物管理諮問評議会の結成

環境汚染規制法案とその前身である環境保護法案が議会で検討されていた頃、廃棄物から原料を再生利用する必要性に、相当の議論が集中した。再生利用に関して示された興味の結果、政府は、「廃棄物戦争」と題された緑書(Green Paper)(文具供給局で31ペンスで入手できる)を出した。そして1974年12月に、とりわけ廃棄物の再生利用を推進するにはどうすべきかを研究するため、廃棄物管理諮問評議会を設立した。

「資源の最善の使用と安全かつ有効な廃棄物の処理を確保する事の、廃棄物から原料を再生利用するにはどうすべきか、再循環技術、廃物利用と廃物処理と

の相互関係、また廃棄物発生の低減あるいは転換に特別の検討を加える事の、そこから引き起される技術的、経済的、行政上のまた法的問題を検討する事の、研究開発の手筈を検討する事の、また、勧告を行う事の必要性を考慮して、イギリスにおける廃棄物管理政策の発展を検討しつづけること」が、この評議会の委託の範囲である。

議長は、G・オークス氏とM・ミーチャー氏で、それぞれ、環境省と工業省の政務次官である。全国水質評議会、清浄大気評議会、騒音諮問評議会、常任の、環境汚染問題国立委員会その他の、環境問題に関して政府に特定の勧告を与える機関と同じく、この評議会は、その構成員の中に、産業界での経験あるいは知識を持つ者が含まれている。

最近達成されたところのこの評議会の第一目標は、政策一般および相互調整、研究開発、そして情報広報教育の委員会を設立することであった。

施行規則、規約、その他に関する協議

この法律にもとづいて施行規則、政令、規約をつくる前に、国務大臣は、その適切と考える機関と協議するはずである。

規制する役所やその他の関連機関と協議するだけでなく、政府は、作られるべき、いくつもの施行規則、政令、規約について、産業界と、すなわちCBIを通じて、協議するだろう。CBIにおいて、政府提案の詳細な検討の責任は、まず第一に、環境および技術法令委員会とその専門家小委員会、なかでも、産業固形廃棄物小委員会、水質および排水小委員会、産業騒音小委員会、そして大気汚染小委員会に、ある。

CBIの地域水域および排水委員会の再編成

環境汚染規制法の実施は、様々な地域の様々な会社あるいは同一の会社に、様々な影響を与えるだろう。そういうわけで、CBIの地域水域及び排水委員会が、現在のように水域と排水問題を扱うだけでなく、固形廃棄物の処理とい

ったようなその他の環境問題をも扱うために、再編成されつつある。次に掲げる委員会は、その全てが再編成を終了したわけではないが、示してある管轄水域の産業界の利害を代表するだろう。

アングリアン水域および排水委員会

書記 T・J・ウェルズ CBI

21、トットヒル通り、ロンドン、SW1H9LP

南部水域および排水委員会

書記 T・J・ウェルズ

テムズ水域および排水委員会

書記 T・J・ウェルズ

南西部水域および汚染委員会

書記 C・J・カーティス CBI

37、クイーン通り、ブリストル、BS14QU

ウェセックス水域および排水委員会

書記 C・J・カーティス

セバントレント合同委員会

P・D・マルコム CBI

ハグリイハウス、ハグリイ通り、エドバストン、バーミンガム B168

PS

カムブリアン環境問題委員会

書記 B・ビグリイ CBI

1番街、ニコラス・ビルディング、ニューキッスルーアポンーティン

NE11RF

北部アンブリアン環境問題委員会

書記 B・ビグリイ

北西部環境問題委員会

書記 A・D・トウープ CBI

56、オクスフォード通り

マンチェスター M16EU

ヨークシャー水域および排水委員会

書記 C・リチャードソン CBI

アーンデール・ハウス、クロスゲイツ、リーズ LS158EU

スコティッシュ環境問題委員会

書記 D・G・ウォーカー CBI

ベレスフォード・ハウス5、クレアモント、テラス、グラスゴー G37
XT

南ウェールズ水域および排水委員会

書記 I・M・ケルスオール CBI

パール・保険・ハウス(社・訳者註)

グレイフライア通り、カージフ CF13JR

北ウェールズ水域および排水委員会

書記 T・V・ボーガン・ジェーンズ CBI

パール・保険・ハウス

グレイフライア通り、カージフ CF13JR

ふたつのウェールズ委員会は、やがて連合されるだろう。

結 語

実施されたならば、1974年環境汚染規制法は、規制を担当する役所に、汚染を低減させる広範囲の権限を与えるだろうし、だから、どういふ影響を及ぼしてくるかを、それぞれの会社は慎重に細かく調べなければならない。この法律の規定が実施されるまでは、この法律のもとで廃止されるべき法令は、効力を持ち続ける。

CBIは、この法律にもとづいて作られるいくつもの条令と命令に関して協議を受けるだろうし、それは定期的に「会報」において報告されるだろう。条

令、命令または実施の予定に関する適切な情報を入手したら、C B Iは、産業界にこの法律の要件に関する詳しい手ほどきとなる小冊子を準備するつもりである。発行日が確定次第、C B I会報でこの小冊子が利用できるようになったことが知らされるだろう (Confederation of British Industry, March 7, 1975)

原題：Control of Pollution Act 1974
A Synopsis of its Requirements

III ガンをめぐるニュース

(1) アメリカの爆撃とベトナムのガン

最近「開業医」というある医学雑誌によると、アメリカの生物学者は、南北ベトナムの肝臓ガンの発生率は、米空軍の南ベトナムの森林の枯木作戦に使用した化学薬品の散布以来、約6倍の増加率である、と述べている。

エール大学の植物生理学者、アーサー・ガルストン博士は最近、北ベトナムを訪問したが、同博士によると、北ベトナムの科学者たちは、米空軍が南ベトナムに散布した枯木作戦の化学物質と、北ベトナムに於けるガンの発生率の増加との関連性に就いては、未だ確定的なものを見出していないとのことである。

しかし、同誌によれば、米空軍が散布した、植物を枯れ果てさせる化学物質は、雨が降る度に徐々に地に溶け、河川に流出し、海に流れ込んでいるという。同地域の海流は南から北に流れている。北で獲った魚や貝やエビ・カニの体内からは枯木作戦で使用された化学物質が発見されている。同誌によれば、ベトナム戦争時に、米空軍が南ベトナムに散布した枯木作戦の化学物質は十万吨に達したといわれている。 (ロンドン発 1975年8月24日)

(2) ガンと発ガン

国際ガン研究所関係の主任研究員の談によれば、人類のガンの5分の4以上は環境中の毒性物質によって生じているとのことである。ウォルター・デービ

ス博士によれば、このような発想は、ガンの不規則な地域別発生型態の調査中にえられたものであって、現在、フランスのリオン市に本部をもつ同団体では、環境中に含有されている毒性物質の正体を探究中とのことである。

英国では肺ガンが一般的であり、フランス北部では食道ガンが圧倒的に多く見られるというように、各地域別に異った型態のガンが発生している。日本では、その一例として、10万人中98%は胃ガンである。これは米国で10万人中15%の胃ガン発生率と比較して極めて深刻な問題である。

然し、デービス博士によれば、日系米人の子弟の間には胃ガンの発生率は遙かに低いので、この事実を一つの例にとって見ても、胃ガンの発ガン因子や物質が日本の環境の中に多いことは明白である。

また、アフリカでは肝臓ガンが最も多いが、そのこととアフリカの食物の中に見出されるアフラトキシンというものの莫大な量とは無関係ではなさそうである、とデービス博士は述べている。アフラトキシンというのは、カビに汚染され、高温と湿度の場所に保存された食物の中に発生する化学物質のことである。このことは、アフリカ各地で7年に亘って調査されて確認されたことである。

一方、デービス博士に依れば、フランス北西部のブリタン地方の住民で酒を極度に飲む人に食道ガンが多いとのことであり、発ガン要素としてリンゴから作る酒が考えられている。同じような食道ガンは、イラン北東部からソ連邦南部を経て中国北部にかけて一帯にもかなり発生している。イラン北方からカスピ海南部にかけて現在、再調査が行われているが、この地域で人々が麦を主とするパンを食べているが、このことと食道ガンは無関係ではなさそうである。

(ゼネバ発 1975年11月)

(3) ガンの9割は環境から

有力な証拠から推して、人類の9割のガンは環境によって発生すると発表された。

医学界では、久しくガンの発生諸要因について、たとえば、遺伝であるとか、各種ウイルスの感染であるとか、或はまた、空気の汚染のような環境からくるものとか、喫煙であるとか、研究がなされてきている。

世界保健機構(WHO)の国際ガン研究所長であるジョン・ヒギンソン博士は、フランスのリオン市で開催された会議の席上、限定された何種類かの腫瘍に関しては、ウイルスが恐らく直接、何らかの要因になっていると語った。

人類の8、9割のガンは、状況証拠から推して、直接、また間接的に、環境要因に依るらしいが、恐らく、その9割は化学要因に依るものである、と研究結果を発表した。全世界で毎年600万人がガンに犯され、その内500万人が死亡しているとのことである。ガンの悲劇の殆んどは、人種的な要素や遺伝要素というものに依らず、環境的要因に依るものであると、3日間に亘る会議でヒギンソン博士が明らかにした。

これらの発見は、これからのガンの発生要因、特に環境から来る要因の解明と、その要因を除去して予防に役立てるという可能性を示すものとして重要である。

環境要因の多くは、20年以上前に大気の中に入りしており、最近の工業の環境汚染が特に発ガン要素として危険だとする必要はない、と列席者150人を前に同博士は語った。

(ゼネバ発 1975年11月5日)

(4) アスピリンと妊娠

最近、或る 学術誌が伝える所によればアスピリンを常用している妊産婦が死産や難産に出合うことが多いとのことである。また、産まれて来ても新生児の体重が足りないことが多く、母親も貧血気味で、出産前後に多量の出血で苦しむことがあると、ランセット誌と言う医学誌が外科学の調査を報じている。

アスピリンの「常用」といってもピンからキリ迄あって、或る妊婦たちは1日に2回から12回ぐらゐも鎮痛のためアスピリンを服用する者もあり、また或る人は1週間に1回という人もある。

この研究を行ったのは、エディス・コリンズとギリアン・ターナーという2人のオーストラリアの医学博士で、28箇月に亘ってシドニー市の幾つかの病院で144人の妊婦でアスピリンを常用している者と、服用していない一群の妊婦とを比較しながら行われたものである。

研究の結果に就いて、2人の医師は、サリチル酸(アスピリン)を妊婦が使用するということは、母体の健康のためにも、赤ん坊のためにも有害であると語っている。

(5) ガンによる死亡

今年の上半期、ガンで死亡したアメリカ人は10万人につき176人、42年前から数えはじめて以来最高だと政府はいつている。

(ワシントン発 1975. 11. 9)

(6) 郡別のガン発生率

国立ガン研究所は数ヶ月前に一連のガン患者分布地図を発表し、大きな反響をよんだ。

この地図は同研究所にとって、新しい試みであった。同研究所はこれまで概してガンがいったんできてからの治療法の研究には熱心だったが、その予防策の研究のほうは無視してきたからである。

膀胱ガンは、工業的要因に関連があることが最も明らかなガンである。64の郡において、全国的な平均よりも明白に高い率で男性の膀胱ガンがみられることを、調査員は発見した。膀胱ガンによる死亡者は、化学工場、自動車工場、及び二種の重機械工場のある地方に集っている。そして、なんとニュージャージー州は、郡別の膀胱ガン発生率の全国上位10パーセントの中に自州のすべての郡がはいっているという有様である。ニュージャージー州のセイレム郡は、全国で最高の膀胱ガン発生率を示した。その25パーセントが化学工場で働いている。調査員のひとりロバート・フーパー博士は、彼独自の控え目な表現で、こう述べた。「〔膀胱ガンと工業的要因には・訳注〕関連性があることを、我々は強く確信した。」

(Environmental Action 1975. 11. 8)

(7) 女性ホルモン“エストロゲン”は子宮ガンを誘発？

1. 新しい研究の報ずるところによると、50才以上の白人の婦人、高収入の納税者の婦人に子宮ガンの危険が増加している。女性ホルモンのエストロゲンの影響ではないかといわれている。

5つの郡から登録されたカリフォルニア腫瘍登録所によって編された統計によると、子宮ガンは過去7年に約35%も増加し、毎年カリフォルニア州では

3,800件の新しい子宮ガンのケースがでていたとのことである。

調査官によると、それは子宮内膜炎的ガン — 子宮の壁の内面のガン — であって、頸部のガンとは反対に、増加の一途を示している。腫瘍登録所の中心人物であるドナルド・オースチン博士は、水曜日、次のように語った。ガン発生の増加と、更年期後の症状を克服するために使われるエストロゲンの増加とのあいだには、何らかのつながりがあるように思われる、と。

(ロサンゼルス発 1975. 11. 1)

ロ. 月経閉止の不安を緩和させたい、若くみせるために、ホルモンを使用する中年婦人に子宮ガンの危険が増加していると、二人のアメリカ人研究者が発表した。

事実、その危険はホルモンを使用している中年婦人の間では5倍から14倍にふえている。また1日1箱タバコを吸う人では肺ガンの危険は17倍にふえていると「ニューイングランド医学ジャーナル」誌は報じている。

エストロゲンと呼ばれるそのホルモンは、通常、卵巣によって製造される。更年期になると、卵巣が縮ってエストロゲン補給が乾上り、皮膚にシワができ、骨がもろくなっていく。こうした不愉快な兆候を若干でもふせぐために、とくにアメリカの婦人はエストロゲンの代替として、ますます多くホルモン用のピルまたは注射をうつようになってきた。因果関係がハッキリ確立されというのではないが、エストロゲンを使用する人々のあいだに子宮ガンの罹病率が普通の人より著しく高いことを統計は示している、とその報告書はのべている。

(ニューヨーク発 1975. 12. 11)

(8) DES (卵胞ホルモン) の危険

妊娠中にDESを使用した婦人から生まれた息子は生殖系統に高い異常性の危険のあることを消費者グループが火曜日に発表した。

妊娠中にDESをとった婦人から生れた娘100人以上が膣ガンまたは頸部ガンにかかり、何千人もの娘が生殖器に異常な細胞をもっていると診断されてきた。

息子もまた犠牲者になるかもしれないという新しい研究にもとづいて、ラルフ・ネーダの保健グループの指導者であるシドニー・M・ウルフ博士は、動物の飼料にDESを使うことを禁止し、性交後の避妊薬として用いることを制限し、医師にはDESを妊婦に処方しないよう警告するよう、保健・教育・福祉省（HEW）が新たな努力することを同省に勧告した。ウルフ博士によると、今週出版された新しい研究は次の事柄を示している。即ち、DESを一週間毎日メスのネズミに服用させると、生れたネズミの60%は不妊で、66%が生殖系統に障害をもったというのである。

（ワシントン発 1975. 12. 11）

（9） 制ガンワクチンの発売

フランスのパスツール研究所によると、特殊な場合に、ガンの拡がるのをチェックすることのできる新しいワクチンが来週フランスで発売されるのとことである。

チャールス・シェリー博士は、'Immuno-BOG Pasteur F' はガンとの闘いを決定的に打ち破ることのできるものだと記しているが、但しそれはガンにかかった人々のわづかな部分にしか影響しないことを強調している。そのワクチンは、既に古典的な方法で治療をうけている人々に新しいガン細胞が成長するのをチェックするものなのである。同ワクチンが使用されるケースというのは、たいてい白血病または血液細胞のガンの場合である。

（ニューヨーク発 1975. 12. 11）

(10) ビタミン剤の使用過多

消費者グループにいわせると、子どもはビタミン剤使用過多でますます毒されている。消費者グループは子どものテレビ番組からビタミンの広告を禁止するよう合衆国政府に申し入れを行った。

連邦取引委員会がうけとった陳情書では、“スパイダーマン”（クモ男）と名づけられる漫画の人物をえがいたハドソン製薬会社の広告キャンペーンを中止する訴訟をおこしてほしいと、同グループは政府に訴えている。

(ワシントン発 1975. 11. 1)

海外の市民活動 №4

1976年1月30日発行

編集 海外市民活動情報センター
編集責任者 野村 かつ子
発行 (財)大竹財団
〒104 東京都中央区京橋1-2
セントラルビル9階
電話(03)272-3900
郵便振替 東京 9-60834
振込銀行 協和銀行八重洲通支店
口座名 財団法人 大竹財団
当座 ㊦402400

会員配布